

第76回穴粟市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成29年9月12日（火曜日）

招集の場所 穴粟市役所議場

開 議 9月12日 午前9時30分宣告（第2日）

議事日程

- 日程第 1 第80号議案、第81号議案及び第90号議案の訂正について
日程第 2 代表質問・一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第80号議案、第81号議案及び第90号議案の訂正について
日程第 2 代表質問・一般質問

応 招 議 員（16名）

出 席 議 員（16名）

1 番 津 田 晃 伸 議員	2 番 宮 元 裕 祐 議員
3 番 山 下 由 美 議員	4 番 東 豊 俊 議員
5 番 今 井 和 夫 議員	6 番 大久保 陽 一 議員
7 番 田 中 孝 幸 議員	8 番 浅 田 雅 昭 議員
9 番 田 中 一 郎 議員	10 番 神 吉 正 男 議員
11 番 飯 田 吉 則 議員	12 番 大 畑 利 明 議員
13 番 林 克 治 議員	14 番 榎 橋 美 恵 子 議員
15 番 西 本 諭 議員	16 番 実 友 勉 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 岡 崎 悦 也 君	書 記 小 谷 慎 一 君
書 記 岸 元 秀 高 君	書 記 清 水 圭 子 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市	長	福元晶三君	副	市	長	中村司君
教	育	長西岡章寿君	会	計	管	理者尾崎一郎君
一	宮	市民局長榎谷米男君	波	賀	市	民局長松木慎二君
千	種	市民局長幸福定利君	企	画	総	務部長坂根雅彦君
ま	ち	づくり推進部長富田健次君	市	民	生	活部長小田保志君
健	康	福	祉	部	長	世良智君
農	業	委	員	会	事	務局長宮崎一也君
教	育	委	員	会	教	育部長藤原卓郎君
			総	合	病	院事務部長志水史郎君

(午前9時30分 開議)

議長(実友 勉君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

本日、市長から第80号議案、第81号議案及び第90号議案の訂正についての申し出が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第80号議案、第81号議案及び第90号議案の訂正について
議長(実友 勉君) 日程第1、第80号議案、第81号議案及び第90号議案の訂正についてを議題とします。

本件については、市長より訂正の申し出が提出されているものです。

訂正理由についての説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 皆さん、おはようございます。どうぞ今日も一日よろしくお願ひします。

議案の訂正につきまして御説明を申し上げます。

去る9月4日に提出いたしました議案を訂正させていただきたく、宍粟市議会会議規則第20条第1項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

まず、第80号議案、宍粟市産業立地促進条例の一部改正についての訂正につきましては、宍粟市全域が過疎地域の対象となったことを規定する法律「過疎地域自立促進特別措置法」の引用条項が第2条第1項となったことを受け、「同法第2条第1項に規定する『過疎地域内』」と、適正な表現に訂正させていただきたくものであります。

次に、第81号議案の訂正について御説明申し上げます。

第81号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更についてにつきまして、当計画(案)の1ページ8行目に記載しております過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定による『過疎地域をその区域とする市町村』を『過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項の規定による市町村』に訂正させていただきたくものであります。訂正の理由につきましては、宍粟市全域が過疎地域の対象であることを示す引用条項の記載に誤りがあったものであります。

続きまして、第90号議案の訂正について御説明を申し上げます。

第90号議案、平成29年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、平成29年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の7ページ及び8ページの目の欄の「公共下水道事業費」及び「雨水幹線整備事業費」におきまして、それぞれ財源内訳の記載に誤りがありましたので、訂正させていただくものであります。

これら3議案の訂正につきまして深くおわびを申し上げますとともに、今後十分注意してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております第80号議案、第81号議案及び第90号議案の訂正について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 異議なしと認めます。

第80号議案、第81号議案及び第90号議案の訂正について、承認することに決しました。

日程第2 代表質問・一般質問

議長（実友 勉君） 日程第2、代表質問・一般質問を行います。

最初に、公明市民の会の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

14番、榎橋美恵子議員。

14番（榎橋美恵子君） おはようございます。14番、榎橋でございます。議長の許可をいただきましたので、公明市民の会を代表いたしまして質問をさせていただきます。

3点、質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。子どもの貧困対策について、今、全国で7人に1人が貧困と言われています。この数字を聞かれて皆様はどう思われますか。私はこれは非常に多いと、多いというのか、こんな数字があるのかなと一瞬思いました。これはとっても深刻な問題でございます。この貧困は「食うや食わず」のことだけではありません。また、お金のことだけでなく、気持ちの部分が大切だということなのです。

ひとり親家庭の子どもたちは、親とゆっくり話す時間が非常に少なく、また、い

るんな体験を積み重ねることにも制約があると思います。

この子どもたちが大人になり親になったとき、心が満たされていないことで貧困の連鎖が起こることだけは、何としてでも阻止しなければなりません。

そこで、気持ちの部分を満たしてあげるための一つの方策として「子ども食堂」の設置を求めます。そこには、地域のおじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃる。教師のOBもいる。話ができる。悩みも聞いていただける。学習もできる。そんな時間を子どもたちに与えてあげたい。みんなで守り合っていける地域が今必要だと考えます。市長の見解を伺います。

2点目でございます。ヘルプカードの作成。

障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に支援を求めるための「ヘルプカード」についてでございます。障がいのある方などは困っていてもそのことを周囲にうまく伝えられなかったり、周りの状況が把握しづらいために、避難などで緊急の行動がとれなかったりする可能性があります。

また、聴覚障がいや心臓疾患などの内部障がいのある方などは、障がいがあることが外見からは全くわかりません。必要な配慮や支援を得ることは簡単ではありません。外出時に何かあったら困るといふ本人や家族の不安から、思うように外出ができない人もいます。

ヘルプカードは、本人や家族が支援してほしい内容や連絡先などをカードに記入しておき、外出時に携帯することによって困ったことがあったときや、災害時に周囲の人の配慮や手助けをお願いしやすくするものでございます。

障がい者への理解を深め、繋がりのある地域づくりを目指すためにも、ヘルプカードの普及を積極的に進めてはと考えます。市長の見解を伺う。

そして、3点目でございます。手話を広め、安心して暮らせるまちを目指していきたいと思えます。

手話言語条例が平成28年3月に制定され、各地で手話教室も開催をしております。それによって、手話を必要とする方々の生活環境はどう改善されたのかをお聞きいたします。

言語を学ぶように手話を学ぶことをもっと広め、生活の中に手話が必要とされる方のために、安心して暮らせるまちを目指すべきと考えます。市長の見解を伺います。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 榎橋美恵子議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、公明市民の会代表の榎橋議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

大きく3点御質問いただいております。

まず1点目の子どもの貧困対策における「子ども食堂」の設置、このことではありますが、提案の子ども食堂、さらに子どもの居場所づくり、こういったことにつきましては、近年、NPO法人であるとか、あるいは地域の方々とか、そういったことで非常に全国的な広がりを見せておるところであります。

先ほど全国で7人に1人と、こういう状況もありました。そういう中で全国的にそういった広がり広がっていると、そんな状況も十分認識をしておるところであります。

これらの取り組みの多くは、貧困対策に特化するのではなく、地域における子育て支援の一つの取り組みとして実施されておりました、子どもたちが誰でも気軽に集い、世代を超えた人たちとの交流の場とすることで、豊かな人間性や社会性を身につけ、たくましく成長していける、そのような居場所づくりから、地域づくりを進めていく必要があると、そのように考えております。

宍粟市におきましても先進地の視察なども行っているところではありますが、先ほど申し上げました考えのもとに、地域や団体における取り組みに対する支援のあり方、さらにその仕組みづくり等々につきまして、あるいはさらに高齢者の居場所づくりも含めて、調査・研究を進めていきたいと、このように考えております。

2点目のヘルプカードの普及についての御質問であります、このカードにつきましては東京都福祉保健局が作成し、全国の自治体が導入している状況であります。

県内では、加古川市、明石市、高砂市で導入をされておりました、内部障がいなど、表に見えない障がいを持つ方が、生活に不自由を感じることなく、周囲の人たちが配慮をしやすい環境づくりを目的として普及が進んでおります。

また、同様の取り組みにつきまして、県身体障害者福祉協会でも進められておりました、宍粟市におきましても、身体障害者福祉協会の御意見などもお伺いしながら導入に向けた検討を進めたいと、このように考えております。

3点目の手話言語条例の施行による手話が必要とされる方々の生活環境の改善についての御質問であります、先ほどお話があったとおり、宍粟市では、平成27年から手話通訳者等の設置を、あるいは配置をしておるところでありまして、それまで社協に委託しておりました平成26年度の利用回数は234件でありましたが、平成

27年度につきましては608件、平成28年度は743件と大きく増えておる状況であります。

利用の目的としましては、市の講演会等もとより、病院、高齢者大学等々個人の社会参加の機会においても利用申請が増加しておる状況であります。このようなことから、利用される方も外出する意欲が出てきたと、そんな御意見もお伺いしておるところであります。

さらに、学校との連携を図り、手話体験学習や夏休みしーたん手話チャレンジなど、子どものときから手話に触れる機会をつくる取り組みを推進しておるところであります。

さらには、しそチャンネルや市のホームページでの手話講座を通して手話への理解と普及を進めておるところであります。

これらの事業につきましては、手話施策推進会議において検証をいただき、次の展開を図っていく、そのように考えております。

なお、宍粟市も平成28年度に全国手話言語市区長会に加盟し、6月の全国総会に私も参加をさせていただき、全国的な動向や取り組み事例などの情報収集、あるいは情報交換、そんなこともさせていただいておるところであります。

いずれにしましても、手話は言語であるとの認識のもと、「宍粟市みんなの心をつなぐ手話言語条例」の目的実現に向けて、さらに市を挙げて取り組みを進めていきたいと、このように考えております。よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 14番、榎橋恵美子議員。

14番（榎橋恵美子君） ありがとうございます。それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

この貧困対策でございますけれども、地域でもいろいろしてはいただいております。しかし、私は、これは本当に行政も打って出てやっていかなきゃいけない施策じゃないかなと思っております。

子どもたちの数が少なくなってまいりました。この子どもたちがみんな同じ、格差があっては私はないと思っております。本当に子どもたちが大人になって、また親になったとき、自分の体験とかいろんなものがいろんなものが大きく左右されてくると思っておりますので、どうか子ども食堂、ただ、食事を与えるというだけでなく、この子どもたち、ひとり親の家庭は特にお母さん、お父さん、とても忙しくて、子どもとしっかり話す時間があまりないわけでございます。そして、体験があまりつくれないことが本当に子どもたちにとっては寂しいなど。別にお金を

たくさんかける体験じゃなくって、本当に心のこもった体験を周りの人たちがしてくれるという、そういうことをしっかりと支えていかなきゃいけないんじゃないかなと思っております。

ある方がおっしゃってありました。お母さんがいつも忙しくて、鍋をぼんと出されて一人で食べていた。あるとき、友達の家に行ったとき鍋が出た。あっ、この家もまた手抜きかと思った。でも、みんな家族が集まってつついて食べた。この光景は今まで見たこと、体験したことがなかったその子どもは、あっ、これが温かい食事なんだと思ったということでございます。

ですから、子ども食堂に行けば、おじいちゃんもおばあちゃんもいらっしゃって、学習も見てもらえて、悩みも聞いてもらえる。本当にうれしいなと、そういう場がしっかり整っている、そういうまちが私はこれから必要だと思います。

住みやすいまちと市長はよくおっしゃいます。一人でもこういう寂しい子が私はいたら困ると思うんです。私たちがしっかり支えていって、社会を担っていただく子どもたちに本当に宍粟にいてよかったと、そういう思えるまちづくりをしっかりとしていただきたい、していかなきゃいけないと思っております。

もう一度、市長の見解を伺いたいと思います。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 先ほど御答弁申し上げたとおり、いわゆる世代を超えた人たちの交流の場をつくり、たくましく子どもたちが、あるいは豊かな人間性や社会性を身につけて育ち、そういったことについてはそれぞれの役割分担があるのと、このように思っております。

当然、今日のいろんな状況を見たときに、行政の役割もありますので、地域づくりや人づくりという観点から、先ほど申されたことも含めて、さらに調査研究しながら住みよいまちをつくっていく必要があると、このように考えております。

議長（実友 勉君） 14番、榎橋恵美子議員。

14番（榎橋恵美子君） 学習支援事業は生活困窮者自立支援法に基づき2015年にスタートした制度でございます。高校進学の後押しが主な目的で、ボランティアや元教師らが公共施設などで勉強を教えたり、家庭や学校に居場所がない子どもの相談に乗っていくという、そういう制度があるわけです。国は自治体が行う事業費の半分を助成をしているわけですが、宍粟市の現状をお教えいただきたいと思っております。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 失礼します。宍粟市の学習支援事業の今年度の取り組みにつきましての御質問にお答えをさせていただきます。

この制度、自立支援法の施行を受けまして、各種の生活困窮者の自立支援事業、この一環として宍粟市でも今年度から着手を行っておるところでございます。

平成29年度には、学習支援相談員を社会福祉課に設置をいたしまして、支援が必要な家庭の子どもへの学習支援に向けた条件の整備を進めたいと、このようなことで取り組みを進めておるところでございます。

これまで、先進地の取り組み事例など、情報収集を行っております。また、小・中学校の校長会で説明を行うとともに、各小・中・高の学校訪問を行い、実態を把握するとともに、また要保護、準要保護家庭の実態調査と各地域の民生児童委員さんとの意見交換なども行っております。

現在、これまでの取り組みの中で顕在化した課題を整理しまして、訪問型学習支援事業としての方向性を模索しておるところでございます。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 14番、榎橋恵美子議員。

14番（榎橋恵美子君） 今年度から着手をしていただいているようでございますけれども、しっかり子どもさんの漏れがないように一人一人見ていただいて、しっかりとかわっていただければと思っておりますので、よろしくをお願いします

先ほど市長の御答弁の中に、仕組みづくりをこれからしっかりしていくという話の中に、高齢者の居場所づくりもそれに伴ってやっていきたい、高齢者の方も増えてまいりまして、とっても元気な方もたくさんいらっしゃるわけでございます。人のために生きることがやっぱりいろんな面で健康になったり、認知症を防いだり、いろんなことになっていくわけです。ですから、この高齢者の方々を本当にその場にしっかりいていただいて、いろんな経験を子どもたちに話していただける、今核家族も増えてまいりましたので、なかなかおじいちゃん、おばあちゃんのお話もじかに聞くことが少なくなってまいりました。昔みたいに大勢で住んでいる家庭ってあんまりたくさんいらっしゃらないわけでございますので、そういう高齢者の居場所もつくっていただける、そういう仕組みをつくるためにもやはりこの子どもの食堂というんでしょうか、子ども食堂でそういう地域一体となって守っていくよという、そういう体制をしっかり整えていただければと思っておりますので、今後ともよろしくをお願いをしたいと思います。

本当に子どもに体験を積ませるということはとっても大事なことであります。こ

の子ども食堂に行きましたら、いろんな方がいらっやって、何かうちに本当に必要なものがないと、何とか探してもらえないかということも、その食堂に行けばネットワークがあって、大分丈夫だよ、あそこにあるよってという、そういう支援というのか、支えがやっぱりここにはあると思います。そういった温かい場所づくりを今後しっかり検討していただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

続きまして、ヘルプカードでございますけれども、先ほど市長が東京都とおっしゃってありましたけども、そうなんですよね、東京都で一番最初にこのヘルプカードをつくっていこうということがされたわけです。これは、自閉症の子どもさんがいるお母さんが、私と一緒にいるときは大丈夫なんだけども、一人のときにこの子どもを守っていただけることができるのかしらと、そういう相談を受けられたことが末端でございます。ですから、一人の声を大事にして、このヘルプカードが東京都に広まったということでございます。ですから、本当にこれからしっかり検討をしていくというお話でございましたけども、どのくらいをめどに考えていらっしゃるのか、お聞きします。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） このヘルプカード、今、議員から御提案ございましたように、非常にそういう障がいのお持ちの方につきましては、必要なものであるということを認識をしております。市長のほうの答弁にもございましたように、以前から兵庫県においても同様のカードをつくられております。そちらが一方ではある程度普及もしておるわけですが、全国的にこのヘルプカードというものがさらに普及が進んでおる状況でございます。これは常に見えるところにつけておかなくても、かばんの中に入れておいて、いざというときに出すというような使い方もできますので、効果的ではないかというふうに担当課のほうでも今検討をしておりますので、今後、障害者協会のほうにも相談をさせていただきながら、できるだけ速やかに導入できるように、また、予算が必要な分につきましては、本議会のほうにも御相談させていただきたいと思います。是非、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

議長（実友 勉君） 14番、榎橋恵美子議員。

14番（榎橋恵美子君） このヘルプカードの意義でございますけれども、東京都が策定しましたガイドラインには、本人にとっての安心がまず一つ、そして、家族にとっての安心なんです。出かけても何かあっても大丈夫だという、家族にとっ

での安心、そして情報とコミュニケーションを支援するということが3点目、そして、4点目は障がいに対する理解の促進という四つを定められているわけでございます。

先ほど部長のほうからも携帯してかばんの中から出すという、そういうカードもいいんじゃないかとおっしゃってましたけども、いざというとき、私はそれも必要なんですけれども、スカーフみたいな後ろに、私は何が必要、求めているという、そういう一目でわかる、そういうものがちょっと後ろにでもあれば、すぐわかるし、何ですかと、すぐ声かけられる、そこからいろいろ適応したらいいわけですので、そういうものも検討していただきたい、また、夜間にもあるわけですので、そのピカッと光るもの、そういうものでちゃんとその方が本当に安心してみんなに守ってもらえる、そういう対策もとっていただければと思っておりますが、この点はいかがでしょう。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） このヘルプカードの利用の形態につきましては、今議員の御提案にございましたように、それぞれの方でいろんな使い方があると思います。また、市が導入しようと言っただけでは、これは普及はしないと思います。普及に向けた啓発も必要となってまいりますので、その両面から協会、また一般市民の方にも一度こういう情報提供をしながら導入に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（実友 勉君） 14番、榎橋恵美子議員。

14番（榎橋恵美子君） 宍粟市は本当に安心して暮らせるまち、そういうことを表に出して頑張っていきたいなと思っておりますので、できるだけ早くこれが実現しますようによろしく願いしたいと思っておりますけれども、先日、新聞を見ましたら、こんな投稿がございました。東京都の方でございました。ヘルプカードはもちろんあるわけですが、ヘルプマークというのもあるんですね。私は今、がんと闘っています。抗がん剤の副作用で手足のしびれや麻痺があり、外出時には右手につえを持ち、左手で酸素ポンベのカートを引きながら歩行中ですと。いつも背負っているリュックサックとカートには周りに援助を必要とすることを知らせるストラップ型のヘルプマークもつけていますと。また、東京都は今、マークの認知度が上がりましたので、親切にしてくださる方がとっても増えてまいりました。うれしいですという言葉がありましてね、もっともっと弱者に優しいまちになるよう願ってやみませんという結んであるわけでございます。ですから、本当にそういうまちをみんな

つくっていかなきゃいけないなど。

今、どこで集中豪雨があるかわからないときになってまいりました。明日かもわからない、今から降ってくるかもわからない、そういう状態でございますので、いつ災難が起こってくるかわかりません。ですから、本当にみんなで守り合っていくという、そういうやっぱりまちにしていきたいなど、本当にお母さん方が安心して是非子どもを外に出していただける、いろんなところに連れて行ってもらって、守ってもらえる、そういう社会を築いていきたいと思っておりますので、もう一度市長に伺いたいと思います。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） ただいまそれぞれお示しいただいた、お考えをお聞きした、いわゆる弱者に優しいまち、こういったことについては、やっぱり私は市民の皆さんにいろんな意味で啓発というのが非常に重要な部分があるだろうと思っております。そういう意味では、市の役割は非常に大きなものがあると思っておりますので、今後、そういう観点で本当の意味での安心できるまちづくりに向けて、さらに進めていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（実友 勉君） 14番、榎橋恵美子議員。

14番（榎橋恵美子君） それでは、3番目の手話を広めることに移らせていただきたいと思っております。

この手話言語条例が策定はされましたけれども、ここの議場にいらっしゃる方で手話ができる方はいらっしゃいますか。私もできませんけれども、私の友達がおります。手話を教えていただきたいということを今要望しておりますけれども、何とでもこの手話が言語条例になった。言語ですので、私たちが日本語をしゃべるように、また、外国語を学びたい、英語、フランス語、いろんな、中国語とあるわけでございます。手話も言語であるわけですので、本当にこれをみんなで学んで、どこでも手話を必要とされる方の会話ができる、そういうやっぱりまちにまずはしていかなきゃいけないなどと思っております。私もしっかりその友達に習いながら、会話ができるようにと思っております。

先日、ある広報にその手話を必要とされる方が載っております、訪問をさせていただきましたけれども、なかなかコミュニケーションがとれません。筆談でいろいろしましたけれども、字を書くといってもなかなかできません。やっぱり手話が必要だなあって思ったわけでございます。

ここで、市長がよく最初に手話を取り入れて御挨拶をされておりますが、ここにいるまず私たちがしっかり手話を覚える、そこからまず市民の皆様に対して、どういう方がいらしても、さっと対応ができる、何でもお話ができる、そんなまちをまずは目指したいと思っておりますけれども、市長、いかがでしょうか。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） この言語条例を制定していただいて、それ以後、子どもたちや市民の皆さんにいろんな形でお話をする機会がありまして、しーたん放送も見ていただいておるかもわかりませんが、定期的にああいう形で手話を学ぼうという形でしーたんが登場して、子どもたちや、あるいは市民の皆さんから何とか手話を覚えていきたいなあという声もたくさん聞くようになりました。ただ、なかなかそういう機会とか、あるいは場とかをどうやって覚えたらいいのか、どこへ行ったらいいのか、こういうこともわからないことも事実だろうと、こう思っておりますので、先ほどの御質問の中でお話ししましたとおり、私はある意味の大きなキーワードは、こういったことの啓発、あるいは情報を知らせる、そういったことが今非常に求められておるのかなあと思っておりますので、どうぞ議会の議員の皆様も含めて自分が手話をどうのこうのじゃなしに、みんなでこういったまちをつくろうという機運を高めていただくこと、このことが最初の入り口ではないかなと思っておりますので、市も、私も積極的に呼びかけをしていきたいと、このように考えております。

議長（実友 勉君） 14番、榎橋恵美子議員。

14番（榎橋恵美子君） 私もしっかり手話を覚えたいと思っておりますけれども、この宍粟市みんなの心をつなぐ手話言語条例ができましたという、こういうパンフレットを以前いただきました。その中にいろいろ手話のこともいっぱい書いてあるわけでございますけれども、宍粟市みんなの心をつなぐ手話言語条例って、どうしてできたのとか、手話でどういうものですかとか、実際私たちは何をすればいいのかなあということがいろいろ書いてございますけれども、ここにも今日は手話の人たちがいらっしゃって、後ろのほうに傍聴にも来ていただいておりますけれども、コミュニケーションがとれないということは本当に寂しく思いますし、意思がなかなか伝わっていかないということが、本当にもったいない、習っておけばよかったなということもたくさんあるわけでございますので、そういう機会をたくさん持っていければと思っております。

近隣の手話サークルの紹介もここにたくさんありまして、いろんなところでサークルを開いていただいております。ここに行ける日を選んでいただいて、私も行き

ますけれども、手話をしっかり学んでまいりたいと思っております。

ここでもう一度お聞きいたしますが、今覚えることもありますけれども、啓発だっておっしゃいましたけども、ここの議場にいらっしゃる皆様方、いかがでしょうか。手話を覚えて本当に手話を必要とされる方としっかりとコミュニケーションをとっていきたいなと思われる方、いらっしゃいますか。

ありがとうございます。いろんな場でそういう方に遭遇するわけでございますので、さっといち早く何に困っていらっしゃるのか、何をどうされたいのか、いろんなことができるわけでございますので、宍粟市はこの手話を言語としていくと、しっかりと学んでいって、その方たちとしっかりと対話ができるように、そんなまちをつくっていきたいなと思っております。

鳥取市がいち早く手話言語条例を制定したわけでございます。鳥取市のほうでは、高校生のいろんなことが間もなく始まりますけれども、演劇をしたり、歌を歌ったり、そういうことを盛んにする鳥取県でございますが、宍粟市も何か手話でこれっという、これがあるぞという、そういうものを目指していきたいなと思っております、市長にもう一度お伺いをいたします。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） ありがとうございます。今、私も手を挙げさせていただいたんですが、まず、私たちの仕事は自分が覚えることも大事なんですが、この手話を広げることを業務として市民の皆さんに広げていく、これが大事だと、このように考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

この条例施行以降、市もいろんな事業を今展開をさせていただいておるところでございます。その中でやはりこの推進方針に基づきまして、この手話の普及、そして環境整備、これが行政の一番大切な役割でございます。

先ほど議員のお話にもございましたが、ちょうど1カ月前、今年度第1回の会議を7月11日に開催したんですが、宍粟市手話施策推進会議、こちらのほうでどのようにして手話を広げていくための取り組みをしておるのか、そして今後どうしているかというようなところにつきまして協議をいただいております。非常に前向きな御意見もいただいておりますし、逆に市のほうからも御相談をさせていただいて、いろんな御意見、今、議員のほうのお話にありましたような御意見もお聞かせをいただいております。

今年度につきましては、まず手話学習テキスト、これを作成して、市民の皆様にも配付していこうというようなことで今取り組みを進めておるところでございます。

ので、やはりこれは行政、そして一部の方だけのものではございません。できるだけ多くの市民の方に、まず手話に触れていただく、そのためには学校であったり、各地域であったり、今そういった講習会をしておるんですけども、それをもっともっと積極的に広げていくということと、できるできないよりも、まず私は手話に触れていただく、そしてそれが一つの言語であるということを知っていただく、まずこれが一番大事だと思います。その中でその次の段階として手話が実際に使える人を増やしていくという、そういう形でまず子どもから高齢者の方までこの手話の必要性を理解していただき、そして並行してこの手話を自分でできるようにしていただくというような、そういうようなことをこれから強く発信してまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（実友 勉君） 14番、榎橋恵美子議員。

14番（榎橋恵美子君） 部長がおっしゃいました手話に触れていく、まず触れていく。そして、それからまた覚える方は覚えていただくということで、手話をしていらっしゃるところにどンドン入っていくと、そういうことをしっかりと私たちも率先してやっていけたらと思っております。

宍粟市もいろんなことに着手をしていただいております。弱者に本当に優しいんだと、あんなこともできる、こんなこともしている、宍粟にいらっしゃいと、宍粟はいいとこだよという、そういうやっぱりものも求めていき、広めていき、頑張っていけたらいいなと思っております。

今日は3点申し上げましたけども、弱い方をどう守っていったって、格差のないやっぱりまちを目指していきたいと私は思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

本当にヘルプカードにしても、この子ども食堂にしても、行政もしっかりとまた高まっていたいただいて、子どもたちは本当に未来の宝でございますので、少しお金をかけてでも、やっぱり将来への大きな子どもたちは財産でありますので守っていける、そんなまちを築きたい、そう思っております。

以上でございます。

議長（実友 勉君） これで、公明市民の会、榎橋美恵子議員の代表質問を終わります。

続いて、政策研究グループ「グローバルしろう」の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） おはようございます。「グローバルしろう」を代表して一般質問をさせていただきます。

まず、都市計画税の課題と今後のあり方について質問させていただきます。

御案内のとおり、都市計画税は都市計画法に基づいて行われます道路や公園、下水道など都市施設の整備に関する事業及び土地区画整理事業に要する費用に充てるために都市計画区域内の一部の地域の土地及び家屋に対して課税する目的税でございます。その都市計画税の納税者からはいろんな不満の意見が出ております。一つには、宍粟市の一部地域のみ課税されていること、課税の根拠は都市計画事業の実施に伴って土地や家屋の利用価値が向上し、その所有者の利益が増大すると認められることから、その一般的な受益に対して課税されるものでありますけれども、都市計画事業による受益が感じられない、税負担についての納得ができないなどの不満や疑問の声がございます。

このような意見を受けて、この都市計画税の現状と課題、今後のあり方について、市長の見解を伺うものであります。

三つほどお伺いしたいと思いますが、まず1点、都市計画税は目的税という性格から、その税の使い道は、地方税法で定められております。宍粟市は徴収した都市計画税の全額を公共下水道事業の借入金の返済に使っておられます。下水道事業は、都市計画事業で行われます公共下水道のほかに、農業集落排水事業やコンプラ事業などさまざまな手法で行われております。後者は一般財源が充てられております。同じ下水道事業でありながら、公共下水道事業のみに目的税が使われることは、公平性に欠けるのではないのでしょうか。

二つ目には、宍粟市都市計画税条例第2条に都市計画税の課税対象区域が規定されています。これはどのような考え方、また基準で決められているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

固定資産税とは別に目的税を徴収できるとされる根拠は都市計画税による受益と負担の関係が市民に認識されるということが前提であるべきと考えます。

しかし、都市計画事業などが実施されていない今日的な状況の下において、引き続き一部地域のみ特別な税負担を続けることは適当ではないと考えますが、いかがでしょうか。

三つ目に、都市計画税は自治体の自主性に委ねられた任意の目的税です。逆に言えば、市民への説明責任は他の税よりはるかに重いとも言えます。

宍粟市の都市計画は、都市計画施設に関する事業や市街地開発事業が長期間未着

手であることから、都市計画道路の一部や城下山田土地区画整理事業が廃止される状況にあります。これらは、都市計画税を課する根拠が曖昧になる方向に進んでいると言えます。税の公平性などの観点から、都市計画税のあり方を検討すべき時期であると考えます。市長の見解をお伺いをいたします。

二つ目に、放牧牛の貸し出し、レンタカウ制度について、提案をしたいと思いません。

耕作放棄地対策、あるいは獣害の低減策の一つとして、放牧牛の貸し出し、牛のレンタルですね、レンタカウという制度を活用した牛の放牧を提案したいと思いません。

耕作放棄地などに牛を放すことで景観がよくなり、イノシシなどの獣害も減り、自然環境の保全や子どもの情操教育などに効果を発揮している先進事例があります。

牛の放牧は、畜産経営にとっても、飼料コストの低減になり、肥育頭数の拡大に繋がりますし、中山間地域には里山の景観保全や地域の活性化に繋がる可能性があると思います。耕作放棄地及び獣害の対策、さらに畜産振興策として、放牧牛の貸し出し（レンタカウ）制度による放牧の仕組みを構築する考えはないでしょうか、市の見解をお伺いいたします。

三つ目に、保育料についてであります。

平成27年度にスタートいたしました子ども・子育て支援制度における保育料は、子どもがどの施設に通うかではなく、子どもの年齢と1号から3号の区分認定、保護者の所得に応じて決まる応能負担制となりました。

同じ年齢で同じ保育認定を受けた子どもの保育料は、保育所か認定こども園かの施設に関係なく、保護者の所得に応じて保育料が決まるのが新制度であります。

そこで、宍粟市の保育料の考え方について、質問をいたします。

一つは、2号認定を受けた子どもの保護者負担、保育料ですが、現在の宍粟市の保育料は第6階層以上の階層で、保育所と幼保連携型認定こども園で最大月6,000円の差があります。認定こども園が安く設定されています。これは、子ども・子育て支援法の趣旨に合致をしていませんし、利用者負担の公平性、あるいは市税投入の公平性などの観点から差を設けるべきではないというふうに考えます。早急に是正すべきと思いますが、市の見解を求めます。

二つ目に、保育料は、国の基準額に対して市税を投入することで保護者の負担の軽減を図り、子育て家庭を支援していますが、宍粟市の場合、2号認定あるいは3号認定の子どもの保育料について、国の徴収基準の何割程度に設定されているのか

お伺いいたします。

また、それは県下自治体のどの水準にあるのかも伺いをいたします。

少子化の中で子育て家庭を応援するためには、第1子からの保育料負担の軽減策が重要と考えますが、いかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（実友 勉君） 大畑利明議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、政策研究グループ「グローバルしろう」代表の大畑議員の御質問、大きく3点いただいております、私のほうからは都市計画税の課税、課題、さらにまたレンタカウ、このことについて御答弁を申し上げたいと、このように思いますので、よろしく申し上げます。

特に、第1点目の都市計画あるいは都市計画税、このことにつきましてではありますが、大畑議員はこのことは十分いろんな形で私以上によく御存じの方でありまして、先ほども御質問あったとおりであります。

振り返ってみますと、特に都市計画区域決定は宍粟市山崎城下地区は、昭和27年に当初指定したと、こういう歴史的な経過があるようであります。その後、平成4年に区域も拡大なされたと、こういうことでもあります。

特に、都市計画税の課税区域につきましては、昭和32年度から山崎地区、昭和44年度から城下地区を追加、また平成13年度に菅野以東の木谷を追加、平成16年度に川戸地区、平成17年度に宇原、下宇原地区をそれぞれ追加し、現在に至っておるとい状況であります。このように課税区域を拡大した背景の一つには、公共下水道事業の整備区域との整合を図ったものと、このように私は認識もしております。

さらにまた、都市計画税の用途のことにつきましては、先ほどお話があったとおり、都市計画法に基づいて都市計画事業または土地区画整理法に基づいて行う区画整理事業に要する費用に充てること、このことを目的と、こういうことでもあります。

そこで1点目の公平性に欠けるのではないかと、こういうこともありますが、一つ一つの御質問でなしにトータルでまず御答弁を申し上げたらなあと、このように考えておりますが、特に公平性に欠けていると、こういう御指摘もありましたが、先ほど申し上げたそれぞれの年代ごと等々のこともありますが、私はそれぞれの時代において、政策的な判断のもとに都市計画事業としてこの目的税を位置づけ、取り組んできておられたのではないかなあと、このように考えておりまして、事業の

財源調整等々を行う中で、応分の負担をお願いしてきているものと、このように考えております。したがって、公平性に欠けるものではないと、このようには現段階では認識をしておるところであります。

しかしながら、先ほどいろいろ2点目、3点目の課題も御提起いただいたところではありますが、現在の社会情勢を見ますと、先ほど申し上げました当時の情勢と大きく変わっているのは現実であります。特に、都市計画決定時の時代背景、さらにはそれ以後のそれぞれの状況等々を見ますと、私はこの課題については検討をすべき時期に来ているものと、このように考えております。

私としましては、この与えられた任期期間中に可能な限り市民の皆さんとのいろんな御意見をいただく中で、あるいは議会とも十分協議する中で、今回の御質問を契機とする中で、さらにあるべき方向を打ち出す必要があると、このように考えておりました、大変申しわけないことなのですが、したがって、現段階では明確にこうする、ああするは言えないわけではありますが、先ほど申し上げたとおり、時代も大きく変わっておりまして、社会情勢も変わっておる状況の中で、このままでも、そのようには考えておりませんので、今後あらゆる機会を通じてそれぞれの場で御意見をいただきながら、方向を探っていききたいと、そういうことで御答弁とさせていただきますと、このように思います。

次に、2点目のレンタカウ制度についてではありますが、御提案の荒廃農地や耕作放棄地、さらに獣害対策の一つの方法としての放牧牛の貸し出し、レンタカーではなしに、レンタカウと、こういうことではありますが、この制度による放牧活動の取り組みの御提案と、このように思いますが、現在、宍粟市における耕作放棄の面積は約290ヘクタールでありまして、全農地面積に対して12.3%となっておる状況であります。当然、年々増えておるということは御承知のとおりだと、このように思います。特に、このことの状況を見ながら、耕作放棄田の発生未然防止、あるいは解消、あるいはさらに獣害対策、こういうことにつきまして、宍粟市の非常に重要な課題と、このように認識をしております。

そんな中、提案のありましたレンタカウ制度につきましては、メリットとして耕作放棄地解消事例等があることは確認をしておりますが、畜産農家あるいは耕種農家、さらにまた地域住民の理解・連携が不可欠な制度と、このように現段階では考えております。

さらにまた、現状では、耕作放棄田解消後の復田活用に必要な担い手となる農業者不足等も大きな課題となっておる状況でありまして、多角的な見地から調整する

必要があると、このように考えておりました。早急な制度構築は現段階では難しいのではないかなど、このように考えております。

宍粟市では、持続可能な農業振興として、現在鋭意取り組んでおります中山間地域等直接支払事業、さらに多面的機能支払交付金事業等の農地維持活動を推進する中で、遊休農地拡大防止を図り、農業の担い手となる後継者の育成・確保事業を行うとともに、貸出制度については、今後の農家・地域の要望など、それらを勘案しながら、またその必要性や有効性を見極めていきたいと、現段階ではそのように考えております。

3点目につきましては、教育長より答弁をさせます。

議長（実友 勉君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 私の方からは子ども・子育て支援新制度における、本市の保育料につきまして、御答弁させていただきます。

本市の定額5,000円である幼稚園保育料と世帯の収入に応じた応能負担を原則とします保育所保育料では、これまでの経緯から、保育料の考え方に一定の格差が生じておりますが、認定こども園では、3歳から5歳児が保育を必要とするしなにかかわらず、年齢ごとの学級編制としまして、幼児教育・保育を実施しているところであります。

宍粟市幼保一元化推進計画では、認定こども園の保育料は、利用者の負担の公平性を図るという観点から、同じ学級で同じ幼児教育を受ける時間帯については、保育時間数の案分により同じ負担とする考え方を定めており、現在は、この規定に基づきまして保育料を設定しているところであります。

子ども・子育て支援新制度では、保育料は、保育所や認定こども園で受ける教育・保育に要した費用の一部として、国が政令に定める額を上限として市が定めると、こういうふうに規定されておりました。同じ2号認定でありましても、保育所と認定こども園では、施設等が異なることもあり、保育料に差があっても、一概に公平性を損なうものではないというふうに考えております。

次に、宍粟市の保育料は、階層に応じて国基準の3割から7割を軽減しております。保育を必要とする子ども約950人の保育料の総額は、平成28年度決算額で約1億8,000万円となっております。

県内の他市と比較するということではありますが、第6階層の1・2歳児保育料では県内29の市のうち9番目に安いということで、そういう水準にあります。

子育て家庭の負担軽減策としましては、既に、国基準額からの負担軽減を行って

おりますし、現在、国において幼児教育の無償化に向けた取り組みが検討されております。段階的に実施されるということから、第1子からの保育料軽減が必要であるという御提言であります。今すぐに保育料の見直しを行うということは今のところ考えておりません。

なお、地域創生の観点から特色ある施策としまして、保育料の無償化や多子世帯の負担軽減に独自に取り組む市町が増えているということから、引き続き子育て世帯の負担軽減につきましては研究していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、都市計画税についてでございますが、市長のほうから、検討すべき時期に来ているというお答えでございました。これについては評価したいというふうに思っております。

ただ、時期は明言されませんでしたので、幾つか、私はできるだけ早い時期に見直すべきだというふうに考えております。全国的にもたくさんの自治体で廃止であるとか見直しを行っております。この県下でも豊岡市は、合併のときにその辺の協議を十分行っておりまして、既に市の全域ですね、宍粟市よりも大きい豊岡市全域を都市計画区域にするという変更も行いながら、都市計画税を廃止するというところで、その財源分については他の財源でもって事業に充てるというようなこともされておりますし、全国的にはたくさんの自治体が検討しているということでございます。

私は、宍粟市がこの都市計画税について問題があるということを行っているのではなくて、都市計画税自体が持つ課題がやはりなかなか市民に理解を得られないんだろうというふうに思っております。都市計画税の批判という意味で幾つか問題提起をしたいなというふうには思っております。

一つは、都市計画区域が菅野でありますとか、川戸、宇原地域に拡大をしていったことは、公共下水道の整備との整合性というふうに言われましたが、それはそのとおりだろうというふうに思います。当時は、公共下水道しか下水道整備の事業がなかったものですから、大いにそれはその地域の住民の方々に恩恵があるというふうには判断をされていたと思いますけども、その後、農業集落排水事業でありますとか、下水道事業の手法にはさまざまなものが出てまいりましたから、何らの他の地域との差がないということですね。その地域だけが、都市計画税を納めている地

域だけが利益を受けるといふ、そういう状況ではなくなったといふことでございますから、その辺で公平性に欠けるのではないかといふことを申し上げております。是非そこを考えていただきたいなといふふうに思います。

それと、下水道事業だけで都市計画税を課税するといふのは、これは下水道は受益者負担金を納めるといふ事業でございますから、それと目的税もいわばある程度一般的な受益に対する負担といふ意味でいいますと、二重の課税といふ、そういうことも指摘をされているわけでありまして。裁判的には、それは二重負担にはならないといふふうな判断になってはいますけれども、しかし、全体状況を見たときに、やはり私は下水道受益者の負担金と都市計画税は二重の負担の問題があるのではないかなといふことも考えております。

それと、今、下水道の償還にしかお金は使われていません。これまで都市計画税、過去から累積をして約30億ほど税収があるんでしょうか。平成4年に公園整備に充当されて以来、ずっと公共下水の償還のみに充てられております。なぜこういふふうになっているかといひますと、ほかに道路整備とかやっているのに、なぜ償還金だけに充てるのかといひますと、これしか知事認可を受けた事業がないということですね。都市計画道路、庄能のほうも整備されましたが、これ一般事業でやっておられる。この目的税を徴収できる都市計画事業といふのは、都市計画法の59条の規定による知事認可を受けた事業でないといふことになってはいますから、一方で道路整備をやりながら、都市計画施設をつくりながら、税を徴収する根拠の事業になっていない。逆に言いますと、だったら取る必要がないんじゃないかといふふうに私は思うわけですね。ですから、過去の事業にも充当できるということはございますけど、やはり今実際に税を納めておられる方からすれば、全く見返りが感じられない。そういう中で税だけを納めているという現状があるといふところで問題、公平性に欠けるんじゃないかといふことを申し上げておりますが、その辺について、もう一度御見解をお伺いしたいと思ひます。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 大きく2点の再質問といふふうに。まず、いつやといふことの時期が明確になかったがやといふことですが、冒頭申し上げたとおり、この時代背景やいろんなことがありまして、私としては私の今の任期中に一定の方向性を出したいと。ただ、来年かといふと、なかなかそれも今の段階では明確に言えないと、こういうことでもありますので、大変長い歴史の中で今日あるといふことですので、ただいま御質問の中でいつやるといふは大変申しわけないんですが、明確には言え

ない。ただ、任期中に一定の方向は、これは出さないかん時期が来ておると、こういう認識はしております。

それから、特に、公平性の観点であります、私は先ほど申し上げたとおり、いろんな特に都市計画税は何に使うというのは当然目的が決まっております、先ほどおっしゃったように、認可を受けてこうだと。そのためには例えば都市系公園だったり、あるいは下水道だったり、あるいはその中で施設にいろいろ使われるわけではありますが、先ほどおっしゃったとおり、下水道が県の認可を受けてその事業ということであったので、そういうことだろうと、このように推察しておるんですが、現実、私はその時々、先ほど申し上げたとおり、いろんな意味で政策判断の中でこれがベターということで、私はその財源をそこへ使うていったと、このように認識はしております。

したがって、今の私の立場としては、これまでのやられておったことが公平性を保ちながら、最大限それぞれの立場で努力なされて、今日までやられておると、こういう認識であります。しかしながら、現段階ではこれから将来を見たときに、なかなか難しいこともありますので、先ほど申し上げたとおり、いよいよこういった時期に来ておると、こういうことでもありますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 少し検討すべき時期、この言葉にもいろいろな思いがあるうかと思うんですが、任期中というのは4年ですよね、たしかね。非常に長いなというふうに、4年間検討されるんかというふうに聞こえてしまうんですが。既に都市計画事業ですか区画整理事業、長期未着手であった事業について廃止をされていますよね。ということは、そういう事業をなくしていくということは目的税を課していくという根拠をなくしているということですね、一方で言うと。でありながら、4年間の間にというのは、少し課税している市民側からいうと、これは納得ができないんじゃないかなというふうに思うわけです。ですから、検討すべき時期、検討というのは具体的にどういう、私は即答えをくださいと言っているわけではなくて、今、矛盾という形で市長もお感じになっているのであれば、早急に検討に入る必要があるんじゃないかというふうに思うわけです。

都市計画事業を廃止したり、あるいは今後、都市計画上も新たに展開をしていかなければならないこともあるでしょうから、やはりその上に立って都市計画税をどうするんだというのは、同時並行的に検討すべきだというふうに思いますけども、

もう一度その辺についてお答えください。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 特に先ほど都市計画区域が設定された昭和27年当時、また、平成4年に再度区域、こういったときの時代は恐らく私は中国自動車道の開通をにらんで、旧山崎町もどんどん世帯数が増えていくだろう、さらにまたそれにおいて住宅開発であったり、あるいは企業の進出を拡大してくるだろうと。そんなことを想定しながら土地利用を含めてそういったことの計画決定がなされたと、こういうふうに思います。

それから、随分たって、現状は今の状況だということでありまして、その中で特に区画整理事業も長い間、40数年いろいろかんかんがくがくの議論の中で、26年、27年かけて地域の皆さんとのいろんな説明をする中で、いわゆる俗に言う、白紙に戻したとこういうところがあります。

しかしながら、都市計画道路を含めて、あるいは上溝の事業等々はこれから順番をもってやるべきことはやっていかないかと、こういうお話も地域の皆さんともさせていただいたところがあります。

そういった中、じゃあ都市計画税はどうなるのということも実質市民の皆さんから多くのそれぞれの地域で御意見をいただきました。ただ、今後、都市計画事業としてやるべきこともやらないかの中で、今の目的税やこのことについては、いよいよ課題としてあるのは事実でありますと、こんなお話もさせていただいたところがあります。ただ、今申し上げたとおり、じゃあ、目的税としての役割をもう廃止するのか、いやいやきっちり都市計画事業としての事業を展開する中で、それに使っていくのか、これについては今の段階では私自身も正確にこれというのはありませんので、できるだけ早い段階から議論を深める中で、このありようを探っていきたいと。ただ、今言えるのは、私も与えられた任期はそのとおりでありますので、その間で可能な限り早く一定の方向性は出したいと、このように思っておりますが、今日の段階では、じゃあ、来年から、あるいは再来年をもって結論を出しますというわけにはなかなかいかないので、大変申しわけないところではありますが、そういった御理解をいただきたいと。しかしながら、しかるべき時期には明確に道筋を、あるいはスケジュールも含めて、これは示さないかと、こう考えておりますので、現段階ではよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 都市計画税を徴収するという問題について、もう一つ課題

というふうに思うんですが、受益を受けるという区域というのは、都市計画区域の住民だけじゃない、全住民が例えば道路整備によって市内全体の住民、あるいはそれ以外の住民も受けるわけですよ、受益を。ですから、なぜ都市計画区域の土地家屋の所有者だけに掛けるのかなというのは疑問にずっと思ってきたわけですが、一定、税制調査会の考え方というのをちょっと調べてみたんですけど、受益者の範囲が明確であること、及び受益等の程度と税負担の間はかなり密接な対応関係が社会的に認識し得ることが前提であるというふうに税調は見解を表明しているんですね。ですから、今言われたこの市街地の中というのは、やはり非常に宅地化する条件が整っておりますし、昔から市街地を形成していこうという地域でありますから、今後都市施設の整備は行っていかなければならない地域だろうと思うんです。しかし、今のように廃止をしていくという方向性の中で、税だけを取り続けるというのはいかがなものかということがあるので、やっぱり税の公平性というところは市民の思いというのは重く受けとめていただきたいというふうに考えるわけです。ですから、都市計画税のより望ましいあり方ということについて、早急に検討に入りたいということをもう一度市長の口から答弁いただけませんか。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） おっしゃる意味は十分理解しておりますので、早急にと言っても今日、明日というわけにはなかなかいかないんですが、早い段階、もう遅いかもわかりませんが、できるだけ早くこの研究あるいは検討に入っていきたいと、このように考えております。

ただ、先ほど税調のお話がありましたが、私のこれまで聞いておる状況が間違っておるのかもわかりませんが、都市計画税はもう御存じのとおり、都市計画事業や区画整理事業、それぞれによってその土地であったり家屋の利用価値が上がっていくと。したがって、その所有者の利益が増大する、そのことをもってある意味の付加価値というのか、受益関係に着目して課せられた目的税やと、こんなふうに聞いておまして、当然道路がよくなることによって宍粟市全体の人たちもそこを通るわけでありまして、多分そんな意味合いの中で、かつて目的税として賦課しておったんじゃないかなあと。最大0.3%で我がまちは今の税率で賦課しておるわけでありまして、先ほど申し上げたとおり、この問題は長い間の歴史がありまして、一即座にいかないことは十分承知しておるんですが、今日的な課題としては大きな課題として、あるいは政策判断はできるだけ早くせないかと、こう認識はしておりますが、今日の段階では繰り返しになりますが、じゃあ、来年、再来年ということき

についての明確な答弁はできないということについては、御了解をいただきたいと、このように思っております。

繰り返しになりますが、いつまでもこのままというわけにはいかないことは十分認識しておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） それは期待しておきたいというふうに思います。

もう1点だけ、財政の企画総務部長にちょっとお伺いしたいんですが、今、下水の償還財源として充当しておりますけども、今言いましたように下水道事業はほかの事業は一般ということでやっておりますので、今集めておられる目的税については、充当をやめ、基金として積んでいくというような方法はございませんか。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 一つの選択肢としてそういうことを御提案をいただいたというふうに思っています。先ほど市長が申しましたとおり、現状の充当については、間違っていないだろうという認識を持ってこの間進めておりますし、今後においては、現状等、当時の社会情勢、その差に開きがあるんじゃないかという認識の中で、今後の検討を加えていくというふうに答弁をさせていただきました。そのことを踏まえて、今後、現状の充当というところについて、今変えるということについては、少し検討が必要だろうというふうに思っております。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 今変えるということについては課題があるというのは、もう少しわかりやすく説明をしていただきたいんですが、再三言いますが、ほかの下水道事業は一般財源充当でやっている。公共だけ目的税充当していると。そのことは間違いではないですけど、やっぱり市民感情としてそこに不公平感というのは強く感じておられるので、先ほど市長からもありました将来的にまだこれから都市計画事業を展開していかなければいけないという、財源のこともいろいろ心配してあるんだと思うので、やはりそこは基金として積んでいって、将来のために担保するという方法もあるんじゃないかなというふうに思うんですが。その辺の先ほどおっしゃった課題というのは、どういうことが課題になっているんでしょうか。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 基金に積み立てることができる案件が絞られていたというふうに、少し僕の認識がここで限定的なことはお答えできないんですが、そういうことがあったように記憶しておりますので、そのことも含めて少し検討し

たいなということで、御答弁をさせていただきます。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） わかりました。その件につきましては、また委員会のほうにでもお答えをいただいたらというふうに思います。

それでは、都市計画税から次のレンタカウのほうに入らせていただきたいと思いますんですが、畜産あるいは農家、それから一般市民、そういうとことの連携が必要、それから多角的な見地からという御答弁がございました。確かに先進事例の中でも非常に里山整備が進んで耕作放棄地対策、獣害対策に効果を発揮している反面、やっぱり糞尿問題とか、衛生的な面も気がかりな点があるかというふうに思うわけで、その辺は十分検討をいただきたいと思いますというふうに思うんですが、ただちょっと、有効性を見極めるという答弁は、これは釈然としないところがあります。

なぜかといいますと、宍粟市の酪農肉用牛生産近代化計画というのをつくっておられますね。この中にこのレンタカウ制度による放牧を進めるというふうにはっきり書いておられるんです。畜産クラスターの取り組みと、このレンタカウなんかによる、こういう畜産と地域との活性化についての連携も進めていくんだということで、畜産クラスター事業も宍粟市は4,000万円ほど補助金出して、畜産振興を図るんだというふうに大々的に訴えておられる。そのベースになるこの近代化計画の中にうたっているわけです。ですから、こういうことをうたっているにもかかわらず、有効性を見極めるというのはちょっと僕は承服できないんで、その辺についてもう一度御答弁ください。

議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

産業部長（名畑浩一君） 大畑議員の御質問にお答えいたします。

計画の中にうたっているのに、まだ今さら有効性を見極めるのかといった御意見かと思えます。ただ、宍粟市におきましても、このレンタカウ制度について、まだ過去においてヤギとか、そういったもので実施をされたことはあるんですけど、いろんな課題も残しております。先ほど市長のほうから答弁しましたように、当然畜産農家、それから土地の所有者、それから地域の連携、こういったことが非常に不可欠でございます。課題も非常に多いと考えておりますので、そういったことも十分検証しながら、そういったことも見極めてやっていくといったことでの答弁になっております。

以上です。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 今答弁いただいたところはよくわかります。そういう課題があるし、まだ研究するところもあるうかと思いますが、是非、要は牛の舌をお借りして草を刈っていくという、非常にこのことによって北部だけじゃないですけども、中山間のところについては、荒廃農地で草が生い茂って、そして農作物をつくっておられるところには獣害で生産意欲もなくしていくというような、そういう負の連鎖みたいなものが続いておりますから、やはり里山の整備であったり、森林整備ということは非常に重要かなというふうに思いますので、一つのレンタカウ制度というのはその一つの方策ではありますけども、是非検討をいただきたいということを再度お願いしたいと思います。

議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

産業部長（名畑浩一君） 非常に課題も多いんですけど、これにつきましては議員提案のとおり見極めながら検証して、有効であれば実証と、実現というような形に結びつけたいと考えております。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） もう1点だけ、そのレンタカウ制度の中に、市の役割というところをお願いをしておきたい、研究をしていただきたいんですが、牛を放牧される場合でも柵が要と思うんですね。そういう柵に対しては市が全面的に支援しているという自治体の例もございますので、畜産農家、それから農家、一般市民がこういう制度を借りたいという場合には、市もしっかりサポートするということも研究の中に加えていただきたいというふうに思いますが。それについて御答弁をお願いします。

議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

産業部長（名畑浩一君） 市のかかわり方といったところだと思うんですけど、やはりそういった制度構築も当然市の役割と思います。また、例えば柵もそうですけれど、牛を放牧する場合には、その需要のある方に配送しないといけないんで、やはりその運搬であったりとか、そういったところがやはり制度の中で考えていかなければいけない課題かと考えております。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 検討をよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、保育料のほうに移らせていただきます。

先ほど教育長のほうから答弁いただきましたが、平成27年度に子ども・子育て新支援制度というのがスタートしておりますけども、宍粟市の保育料の考え方、特に

認定こども園につきましては、平成21年の8月に策定された幼保一元化計画、これがベースになっていると思うんです。その考え方をずっと今も踏襲をされているというところで、私は検証、見直しが必要だろうということで、今日出させていただいているわけですが、先ほどの答弁からいいますと、認定こども園というのは、教育標準時間の1号認定の方について、午前中で終わりますよね。そこのバランスを考えて、2号認定の子どもも幼稚園の保育料プラスあと残りの時間、保育所の保育料を足したもので、その差なんだと。それは合理的なんだというふうにおっしゃるんですけども、新制度は、2号認定、同じ認定であれば、施設が保育所であろうが、認定こども園であろうが、施設に関係なく、その子どもの年齢、それから保護者の所得、それに応じて保育料を決めるんだというふうに書いているわけですよ。ですから、宍粟市の場合、平成27年度の新制度がスタートしたときに、幼稚園の保育料を据え置くために、そういうことをされていると思いますけども、やはり今、市内で認定こども園ができ、それから保育所もでき、両方が共存するような状況が生まれました。その中で月額6,000円の差があるということになったら、これは選択肢としてはどうしてもそちらに行くんじゃないですか。そういうことが行われるということに自体が私は問題だというふうに言っているわけです。同じ2号認定を受けた子どもであれば、保育所であろうが、認定こども園であろうが、その子どもや親が選ぶ施設に行くべきだと思うんですよ。そこに保育料の差をつけて誘導するような施策は、これは間違いだろうというふうに思います。それについて教育長、どう思われますか。

議長（実友 勉君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 御指摘のことは十分理解しとんですけども、やはり2号の保育料が違ふことで、同じ施設で同じ教育、保育を受けている子どもに差が出るこのほうが問題であって、そこを解消するためにスタートを切ったということで御理解いただいたらと思います。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 同じ施設でということがちょっとよくわからないんですけど、それは1号の認定を受ける子と、2号の認定を受ける子は当然標準時間が違いますよ。午前中で終わるところと、2号認定は標準時間11時間、あるいは標準短時間、8時間というところを選択されますから、それによって保育料が決まるわけでしょう。だから、教育標準時間を受けている子とのバランスを考えなあかんということではなくて、認定区分によって保育料を決めないで。

ですから、この認定こども園のほうを安くされている分は、新たに国の基準と違う制度を市がつくっておられますから、新たに税金を投入されておるわけでしょう。だから、同じ3歳、4歳、5歳児でありながら、市は子どもに対して税金投入に差をつけているということなんです。そこが税の負担の公平性から言うてもおかしいんじゃないですかということをお願いしているんです。同じ認定こども園によって午前中の教育だけで帰る子と、あと11時間保育所で過ごす子と違いがあってもいいじゃないですか。同じ保育所に11時間おる子と合わせたらいいじゃないですか。新制度はそういうことを言っているんですよ。A保育所とB認定こども園で11時間、2号認定の子が過ごした場合は保育料一緒ですよ。そういうふうにするべきだというふうに思います。そこに税の公平性があると僕は思いますけども。もう一度お願いいたします。

議長（実友 勉君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 少し事務的な面がありますので、私のほうからお答えさせていただきます。

この保育料につきましては、平成27年3月議会でもいろいろと御議論がありまして、一定の理解は得たかなということで私どもは思っております。この料金の差をつけるということにつきましては、子ども・子育て支援法第27条第3項、施設によって料金の差が出ることは認められているということは、平成27年3月にも御説明したところであります。

また、これは他の自治体の例を出すというのは適當ではないかもしれませんが、参考例ということで紹介させていただきたいと思っております。子育て支援の先進ということで、給食費の無料化、また保育料の軽減に取り組まれております相生市なんですけれども、幼稚園の保育料は無料化になっております。しかし、保育所、また認定こども園の保育料はまだ有償ということになっております。特に、認定こども園の幼稚園部に通う1号認定の児童、幼稚園と同じ1号なんですけれども、利用料が必要となっております。市民所得割課税7万7,100円以下の場合、相生市は1号認定の場合1万2,800円の利用者負担が必要であります。幼稚園に通う1号認定が無料ということをお考えますと、かなり大きな差をつけられております。このように相生市でも同じ認定で保育料に差をつけられております。どういう理由かというのは存じ上げませんが、自治体で総合的に判断されて、こういう保育料に設定されたんではないかと思っております。

したがって、宍粟市がとっております施設ごとに保育料を設定するというこ

とは、他の自治体の例を見ましても認められているものではないかというように考えております。

以上です。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 一つだけ、先ほどの部長が答弁されたんで、違うところを申し上げておきたいんですが、平成27年の提案とおっしゃいましたね、議会のほうでも承認いただいたと。してませんよ。本来、こういう保護者の負担とかいうものは、条例で定めるべき事項ですよ。それを定めなさいと言ったのに、今教育委員会は規則で定めているんですよ。だから、規則には議会は口を挟めないじゃないですか。この場に出てこないじゃないですか。採決できないじゃないですか。そこに逃げ込んでいるんですよ。だからしっかり条例として出してきてくださいよ。そこで議論して、皆さんがいいんじゃないかという話になれば、堂々とおっしゃってくださいよ。そういうやり方をしてないんですよ。やっぱり僕はおかしいと思います。

相生市の例を出されましたが、それをなぜやっているか知らないというのはおかしいです、調べてください、そういうことは。相生市も子育て応援ということで、たくさん子育て世代への支援で頑張っておられるところですから、参考になることがあれば聞かせていただきたいというふうに思いますけども、私はそこに幼稚園と保育所、認定こども園との差を申し上げているのではなくて、同じ2号認定、保育所、認定こども園を選択できる、その子どもの中で差をつけることについて、今議論をしているわけですね。論点が少し違うというふうに思いますので、そこはもう一度これは真剣に考えていただきたいと思うんですよ。

ですから、保護者負担の公平性という観点では非常に問題があると思います。そこをもう一度しっかりと議論をしていただきたい。議会が了解しているということは決してないということも申し上げたいというふうに思います。当時から数人の議員が委員会の中でいろいろ意見を申し上げましたね、おかしいということ。しかし、それは議会が議論すべきところではないということで、それ以上及ばなかったわけですから、それは間違いであるということ指摘しておきたいというふうに思います。

是非、国が定める基準に従って市長が独自に決められるというふうにおっしゃいますけど、やはり一定のルールの中で独自に市が判断をすべきであって、国が定めているルールと違うものを独自につくっているというのは、僕は納得できないんで、その辺は再度検討をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（実友 勉君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 平成27年3月に承認といいますか、一定の理解を得たということで申し上げたつもりで、それが伝わりにくかったということで申しわけなく思っております。

保育料につきましては、今後とも保護者の負担軽減を第一に考えるということは、市としては十分認識しております。それに向けまして今後とも検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 今日具体的なところまで詰まりませんが、是非検討を続けるということだけは今日は担保としてとらせてください。よろしいですか。

次の二つ目の子育て家庭の応援のために、私は第1子からの保育料負担の軽減が重要ではないかということをおっしゃっていただいております。現在、2人目から半額、3子以降無料ということで、やっぱり子どもをたくさんお持ちの方については、負担軽減というのが、これは全国共通でありますけども、やはり少子化の中ではこの第1子から負担軽減が必要なんじゃないかなというふうに思っています。

現実に、2号認定の中で、最大で6,000円の差を設けておられるわけですから、そこまでは大丈夫だというふうにも受けとめられるわけですね。保育所の保育料を少し下げることが可能だということも言えるわけなので、第1子からの検討を是非お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（実友 勉君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 国も多子世帯、また、ひとり親家庭の保育料の支援ということは十分進めております。今後、無償化という動きもまだ少し先は見えませんが、軽減という方向にはなってくると思います。しかし、1子からということは、それを市でやるということは、一旦支援を始めますと、すぐにやめるとことはできませんし、財政的な見通しというのが十分検討しなくてはならないと思います。それも踏まえまして保育料全体の検討ということは今後ともさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 全体の検討の中でやっぱり考えていただきたいと思っております。本当に今宍粟市は、過疎、高齢、人口減少で悩んでいるというところで、子育て世代の応援をしていかなければいけないということは、最重要課題ということで常に

市長も言われておるわけですから、その具体的な方策として、この保育料というのは重要かなと思います。保育料無料化ということをやっている自治体もあるわけですから、私は無料とは言いませんけども、やっぱり軽減ということは本当にこれからも考えていただきたいということをお願い申し上げまして終わりたいと思います。最後に答弁だけお願いいたします。

議長（実友 勉君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 今、部長が申しましたとおり、財政の見通しも十分に検討しながら、その中で国や県の動きもしっかりつかみながら、引き続き子育て世代の負担軽減ということについては取り組む、さらに研究もしていきたいと、このように思っております。

議長（実友 勉君） これで、政策研究グループ「グローバルしそう」、大畑利明議員の代表質問を終わります。

午前11時20分まで休憩をいたします。

午前 11 時 07 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

議長（実友 勉君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、創政会の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） 8番、浅田でございます。発言許可を得ましたので、創政会を代表して質問をさせていただきます。

質問事項は3項目でございます。

子育て支援の取り組みについて、障がい者福祉の推進について、図書館の充実について、この3項目について質問や提案をしたいというふうに思います。

まず、子育て支援の取り組みについてであります。

宍粟市におきましても、医療費の無料化や保育所保育料の軽減、子育て包括支援センターの設置等々、経済的負担の軽減や相談支援体制の充実にも力を入れておられます。ただ、さらなる取り組みが必要というふうに考えています。

そこで、次の2点について、市長のお考えをお尋ねをします。

まず一つ目が、子どもが3人以上いる家庭へのさらなる支援の充実が必要と思いますが、新たな支援策を考えておられるのかどうか、お伺いをいたします。

二つ目は病児・病後児保育の早期実施についてであります。

このことにつきましては、6月議会で他の会派の代表質問でもありました。答弁として市役所庁内の関係所管の横断的な体制により調査研究を行っているところであるということをございました。私は、この病児・病後児保育の実施につきましては、幼保一元化施設、認定こども園整備とあわせて実施していく方針であったというふうに思いますが、その方針に変わりはないでしょうか、お尋ねをいたします。

また、山崎の南部と一宮におきまして、幼保一元化施設を整備する方向が示されておりますが、この整備とあわせまして、病児・病後児保育の実施を考えているかどうか、この点もお尋ねをいたします。

次、2点目の障がい者福祉の推進についてであります。

いわゆる合理的配慮の提供支援について、提案をしたいと思います。

平成28年4月1日にいわゆる障害者差別解消法が施行しました。障がいのある人の社会参加に際して障壁となっている事柄を可能な限り取り除くための配慮が求められております。その実現に向けて、民間事業者や地域の団体が過重な負担を理由として合理的配慮の提供を断念することがないように、合理的配慮の提供にかかる費用について、市が助成する制度を創設して、積極的に安心して暮らせる環境づくりを進めていくことが必要と思います。支援制度創設についての考えをお聞きいたします。

次に、図書館の充実についてであります。

言うまでもなく、図書館は子どもから社会人、高齢の方まで多くの方が利用する地域の情報拠点であり、生涯学習拠点の一つでございます。私も図書館に勤務しておりました。そこで感じたことは、やはり市立図書館の老朽化、あるいはまた手狭さを感じておりました。この施設は昭和63年の建設でありまして、ユニバーサルデザインに配慮した建物とはなっておりません。また、親子が気兼ねなく絵本を読んだり、あるいは静かに調べものをしたり、また学生が勉強できる場所が不足していると感じておりました。図書館はまちの顔でもあります。市立図書館の建て替えを検討する時期に来ておると感じております。どうか、現総合計画の前期基本計画期間内、これは平成32年度になろうと思いますが、この計画期間内での建て替えを目指すべきと思います。いかがでしょうか。

また、各図書室についても同様に親子スペース、あるいは読書会等の開催スペース、パソコン等、情報収集発信機器の整備が必要と思います。今、一宮拠点施設整備の検討が進んでおりますので、あえてこのことも十分に配慮する必要があるとい

うふうに思い、今回御質問をさせていただきました。一宮拠点施設の整備について、この整備の考え方についてもお聞かせをいただきたいと思います。

以上で第1回目を終わります。

議長（実友 勉君） 浅田雅昭議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、創政会代表の浅田議員の御質問、3点いただいております、3点につきまして、私のほうから考え方も含めて御答弁申し上げたいと、このように思います。

まず、1点目の子育て支援の取り組みのことではありますが、子どもが3人以上いる家庭への支援、このことでもあります。

子育てや教育などへの経済的な負担が、子どもを多く持ちたいと希望する世帯にとっては大きな負担と、あるいは大きな壁、このことは十分承知しております、たくさんの子どもが欲しいと希望する世帯にとっても、そのことはある意味の一つの弊害になっていると、このように認識をしております。このことは国の出生の動向基本調査というのがあるんですが、その中からも明らかになっておる一つの大きな課題と、このように認識をしております。

宍粟市におきましても、少子化対策の一つとして多子世帯への支援策、このことにつきましては、特に子育てや教育、あるいは医療、さらにまた住宅といった分野において、いろいろ施策を展開しておるところではありますが、さらに庁内横断的に議論を進めていく中で、さらなる施策の構築に向けて進めていきたいと、あるいは可能なものから進めていくという方向で今後さらにスピードを上げて検討をする必要があると、このように認識をしております。

次に、2点目の病児・病後児保育につきましては、保護者の子育てと就労等の両立を支援することを目的に、「宍粟市子ども・子育て支援事業計画」にも位置づけておりました、先ほどお話があったとおり、先の議会で御答弁申し上げたとおり、平成31年度の実施を目指して、それぞれ今、担当部署を含めて検討を加えておるところでありまして、できるだけ早い段階で方向性を示してほしいと、こういう指示をしておるところであります。

ただ、いろいろその状況も聞いておりますと、じゃあ、どこにどういった内容でとか、具体的なところでまだまだ進んでおらない状況でありまして、今後さらに先ほど申し上げたとおり、この問題につきましては、その平成31年に向かって早期に議会も一定提案できるように進めていきたいと、このように考えておりますので、

現段階では具体的なことについては申し上げるところではありません。

ただ、幼保一元化のこともありますし、そういったことも踏まえて十分承知しておりますが、今後、総合病院、あるいは認定こども園、保育所、あるいは民間の医療機関等を含めて実施の可能性について、さらに検討を進めていきたいと、また、一つ一つ課題整理をしながら進めていきたいと、このように考えておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

続いて、図書館のことでありますが、先ほどおっしゃったとおり、図書館、特にある意味の蔵書数というのは、その地域の知的なバロメーターをあらわすと言っても過言でないと、このように認識をしておりますして、市立図書館につきましても蔵書数、あるいは中身の充実等々をこれまで鋭意努力して整備を図ってきたところであります。

特に、市立図書館につきましても、昭和63年の建築で、特にユニバーサルデザインにも配慮したつくりということで当時しておりましたが、現状からしますと、先ほどおっしゃったとおり学生がゆっくり勉強する場所がない、そういった課題も十分承知をしております。しかしながら、耐用年数や将来や、あるいは財源の問題等々もありまして、先ほどお話があったとおり、第2次宍粟市総合計画においても市立図書館の利用環境の整備、施策の方向性としてその計画には盛っておる状況であります。現実問題として、今計画の中で具体的に明確に打ち出せるかということ、なかなか非常に厳しい状況もありますので、可能な限り早く図書館についても場所の問題、いろんな課題もありますが、将来にわたっての課題とさせていただきたいと、このように考えております。

ただ、現状の図書館の中で、さらに蔵書であったり、あるいは専門書であったり、あるいは中身の充実については、十分図書館司書とも協議しながら、教育委員会のほうで鋭意整備をしていただいておりますが、さらにそういった役割を持っていただくように、私としても努めていきたいと、このように考えております。

なお、一宮の拠点の施設整備の中での図書室の状況であります。特に親子スペースや、あるいは読書会開催のスペース、さらにまたある意味の集う場、そういったことも十分必要であると思っておりますし、あるいはパソコン等々の各機器の整備も考慮する必要もあるだろうと、このように考えておりますして、いよいよこれからタウンミーティング等々で、市民の皆さんやあるいは利用者の皆さんからの御意見もいただきながら整備を進めていくこととしておりますので、ただいま御提案のあったことも踏まえながら施設整備をして図書館の役割の充実に努めていきたいと、この

ように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上であります。

失礼しました。1点目と3点目を続いで行ったものですから、2点目を忘れておりました。申しわけありません。2点目につきまして、障がい者福祉の推進につきまして、御答弁を申し上げたいと思います。

合理的配慮の提供ということで、特に、市内の企業や事業や民間事業者、こういったことにも配慮せよと、こういうことでありまして、何かしらの市の助成する制度を創設してはと、そのことが安心して暮らせる環境づくりになるのではないかという、こういう御提案でありまして、私もそのとおりだと、このように思っております。

特に、合理的配慮については啓発を進める、あるいは意識を高めるということは非常に重要なことでありまして、先ほど日曜日にも県の「聞こえの会」という会がありまして、その大会にもたまたま穴粟市が当番になっておりまして、その会場にも参加をしております。障がいを持たれておる方にいろいろなお話を聞きました。特に、市民の皆さんにある意味の理解を、あるいは啓発というのは非常に大きな意味を持っておると。したがって、障がい者にとって過ごしやすい、暮らしやすい、そういったまちづくりについての各種施策をやっていただいております。そういう施策についても十分な啓発をしてほしいという、そういう願ひも聞いております。当然でありますので、この合理的配慮について、特に事業所の皆さんにも就業の機会を増やすということも非常に大事な部分でありますので、その費用の助成、この制度について、あり方について検討を加えていきたいと、このように考えておりますので、その点で御理解をいただきたいと、このように思います。

以上であります。

議長（実友 勉君） 8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、多子世帯の関係でございます。具体的にはやはり今回、具体的にこういう施策というのは私提案しませんでした。どういうふうにお考えですかということでお尋ねしたんですけども。やはりいろいろな施策を展開する場合は、やっぱりどういう状況にあるのか、多子世帯の中でもどういう状況にあるのか、あるいはまたそういう御家庭がどういうことを望んでおられるのか、やはりそういうことを十分把握する中で施策を打ち出すというのが、これは基本でございますので、私も各それぞれの御家庭ですと御意見を伺ってわけではございませんので。ただ、これまでも

私の行政経験の中で、やはりそういう多子世帯の場合については、特に経済的負担も非常に大きいということも認識しておりますので、そういうことで今回御提案ということで意見をお尋ねをするわけでございます。

それで、先ほどの前議員のいろんな質問の中でも多子世帯とかいろいろ御意見もあったと思うんですけども、一つ、保育所保育料のさらなる軽減ということで、今現在も多子世帯への軽減制度がございますので、それは現状、評価できるとは私も思っています。ただ、いわゆる子どもの年齢を問わずに3人目以降の保育所保育料を無料にする階層区分、これ若干制度に差がございますので、それをもう少し拡大できないかなあというふうなことも御提案をさせていただきたいと思えます。

今、特に保育所保育料の階層で一番多いのが第7階層あたりではないかなというふうに思うんですけども、そういう子どもの年齢を問わずに無料化にする、その階層を第7階層あたりまで、特に多い世帯階層まで拡充することも一つの施策ではないかなということで、御提案もさせていただきたいなと思えます。

それと、冒頭言いましたように、やはり多子世帯の場合は、特に教育費に大きな負担も要りますので、例えば給食費についても幾らか軽減というふうな考えができないかなということもあわせてこの2点、御提案をさせていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） ただいま御質問いただきましたことについて、少し私も子育て世代の方々といろいろ議論もさせていただいておりますし、今やっていらっしゃるところへも出かけさせていただいて話を聞いております。その中で、今多くの方々特に多子、3人以上いる家庭の中で、是非これをやってほしいなということ聞いております。これはできるかできないかは別として、例えばであります、インフルエンザの予防接種、任意と、いろいろあるわけではありますが、3人になりますと、非常に高額になると。したがって、任意とはいえども、そのことについて、何とか支援がないか、あるいは先ほどおっしゃった給食費、3人目、あるいは4人目とかというと非常に厳しい状況もあると。当然教育費もかさむわけではありますが、できることからできないかと、こういうことあります。そういったことの具体的なことも詰めながら、先ほど申し上げたように、できることについて検討を加えていきたいと、このように考えております。

第7階層のことについては、担当部長のほうから少し考え方を述べさせていただきたいと思えます。

議長（実友 勉君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 今の私どもが持っている資料には、どの階層が多いということがわかりませんので、また今後研究していきたいと思います。この保育料の軽減につきましては、長期的になるということから、先ほども申しましたように、財政的なことを十分検討しながら、全体的な保育料を今後とも考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（実友 勉君） 8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） 多子世帯のいろんな施策、いろんな各方面にまたがろうかと思えます。総合的にいろんなことを検討していただいて、できることから早期に取りかかるとというのが一つの大きな子育て支援ということになるかと思えますので、その点も含めてお願いもし、また、御提案もしていきたいなというふうに思えます。

ですから、特に、保育所保育料、先ほどもありましたように無料にしておられる自治体もございますけども、やはりそれも一つの施策だと思いますし、保育料については全体的な観点からいろいろと見直しも進めていくということもございましたので、それもあわせましていろいろと御検討をいただけたらと思います。

今回、私はこの多子世帯について、再度になりますけども、具体的な施策については申し上げておりません。いろんな各分野でのことが必要になってまいりますので、それも総合的に判断、検討をしていただいて、また所属の委員会もございますので、具体的な内容については新年度、平成30年の予算編成もあわせていろいろと確認もさせていただきたいというふうに思えますので、そのことも含めまして順次検討を進めていただけたらと思います。

それで、多子世帯ということも含めて、今、特に、これまでは保育所の保育料であったりとか、仕事と子育ての両立支援ということが大きな課題でありましたので、その対応を順次進めてこられたというふうに思うんですけども、私も気になっておりましたのは、在宅で子どもさんを養育されている家庭への支援、このことをどうしていったらいいのかというのがずっと私も課題であるということだと思っておりました。いわゆる保育所を利用されている世帯と利用されていない世帯との支援に大きな差がございますので、このことをどう支援をしていくのか、これも必要ではないかなというふうに思っております。

いろいろ調べておりますと、現金給付をされている自治体もございます。これも一つの支援策だろうと思うんですけども、例えば在宅での場合、冠婚葬祭、あるいは

は親の病気等々で一時預かりサービスを利用される場合もあるかと思います。やっぱりそういう一時預かりサービスを利用されるときの利用料を軽減するとか、あるいは就学前、いろいろと物が要りますので、子育ての現物給付をするとか、そういったふうな在宅支援をやはり今後考えて充実していく必要があると思うんですけども、その点はいかがでしょう。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 先ほど申し上げたとおりいろんなグループやいろんなところで子育ての皆さん、お母さんと話すので、たまたま在宅の皆さんともお話をしたときに、先ほど申し上げたとおり、こういった形で非常に3人目、4人目となると数は少ないんですけども、そういう方もいらっしゃるんですが、そういう方々は費用面を非常に厳しい状況だと、こういうことであります。したがって、今お話のありましたとおり、在宅されて一生懸命子育てなされている方の支援をどうするか、そういったことも含めて、冒頭申し上げたように、今後トータル的な施策について早急に検討を加えていきたいと、このように考えております。

議長（実友 勉君） 8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） わかりました。平成30年度予算編成も含めて十分御検討いただきたいと思います。私も委員会のほうで確認もさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、病児・病後児保育の関係でございます。

いろいろ庁舎内で総合的に検討しておるということでございます。どこであるのかということも非常に課題は多々あるかと思います。いわゆる一つ冒頭の質問をさせていただきましても、いわゆる幼保一元化、認定こども園の整備に合わせてできる限り、これは絶対的な条件ではございませんけども、できるだけそういう認定こども園の整備とあわせて保育室を充実していこう、看護師さん、あるいは保健師を配置していこうというふうなこともあわせて考えておったかと思っておりますけども、その辺の状況に変わりはないでしょうか。そのことによって、やはりどこであるかというのが大きく変わってまいりますので、その点いかがでしょうか。

議長（実友 勉君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 病児・病後児保育につきましては、子ども・子育て支援事業計画にも載っていますし、それを市としては実現していく方向ということは部局を越えて、それは変わりありません。今我々が進めております幼保一元化での計画としましては、認定こども園の運営ガイドラインに基づいて施設整備

をやっておるところであります。その中での考え方としまして、認定こども園には保健室を設けるということは、それはうたっております。また、それに伴います看護師の配置ということもするということで説明をしておるところであります。これは在園児の急変といいますか、急激な発熱とか、異常に対応するというような機能であります。小・中学校の保健室のようなものを今想定しております。現在進めております戸原地区でのこども園の設計につきましても同じようにしております。病児・病後児を専門にしますと、かなり専用のスペースが要ということで、スペース的なこともありますし、現在のところはその保健室というような考え方で設計をしておるところであります。

以上です。

議長（実友 勉君） 8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） 認定こども園の運営ガイドライン、それから質の向上、充実のための仕組みづくり、平成25年に策定をしておりますので、再度になりますけども、これは絶対条件ではございません。ただ、在園児もさることながら、やはり今後ニーズ、状況によって病児・病後児も検討していこうというのが大きな趣旨であったかと思っておりますので、その点も含めて検討を進めていただけたらというふうに思います。

それで、いわゆる病児と病後児を一緒にするのかどうか、同時にスタートするのか、あるいは病後児保育を先にするのか、そういうことも検討材料になるかと思っておりますので、そういった考えでどこまでお考えが進んでいるのか、その点もあわせてお聞きしたいのと、それからまず実施場所については、まず一つが幼保一元化施設、それと、あと診療所ですね、特にやはり多くの方が病後児で保育を希望されている場合、やはり行政の責務ということも当然出てこようかと思っておりますので、例えば私が言うまでもなく、皆さんの検討材料の中には入っておると思うんですけども、公立の病院であったりとか、国保の診療所であったりとか、やはり公の場所でどう対応できるのか、ドクター等々との話も当然出てこようかと思っておりますけども、やはり小規模での病児保育、大きなこと、定員を増やすというのはなかなか難しいと思っておりますので、小規模での病児保育を検討するというのも一つの方法、検討材料だと思いますので、その点も含めて、ここで現在どこまで進んでいるという状況にはならんかと思うんですけども、いろんな検討の余地はある、材料はあるということも御提案をさせていただきたいと思っておりますので、いかがでしょうか。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） これまでこのことについても例えばであります、総合病院で設置してはどうかという議論も一つの議論としてあるのは事実であります。当然ドクターの関係、それから小児科の関係等々が非常にかかわりがあるということ、それから場合によっては入院、こういうこともありますので、診療所でできるのか、あるいは認定こども園の隣に医師が来て、そこでできるのか、こういうこともあるわけではありますが、現段階では、私自身としてはいわゆる総合病院をうまく活用してそういったものがないかなということを中心に検討するのが、早期に実現可能ではないかなと、こんなふうには現段階では思っておるわけではありますが、それらも含めて今後十分検討を加えて、平成31年に向かって進めていきたいと、このように考えております。

議長（実友 勉君） 8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） 実施場所等々、いろんな課題があるのは十分承知しております。ただ、皆さん子育て支援の中でいろいろお困りでございますので、やはり1年でも早く実現を目指していただきたいと思いますというふうに思います。

それと、やはり実施するに当たっては、やはり宍粟市も定住自立圏の構成市でございますので、その辺、定住自立圏のことも含めて検討していただければというふうに思いますので、これも一つ提案をさせていただいておきます。

それから、次に移ります。

障がい者福祉の推進についてでございます。

各それぞれ支援制度ということの創設を御提案をさせていただきました。やはり法の趣旨、当然市民の方、民間事業者の方にそういう法の趣旨も含めて周知、理解を求めていかなければならないという課題、一つの大きな点でございますが、ただ、いわゆる民間事業者の方が、例えばここに簡易なスロープを購入をしてつけたいんだ、あるいは工事をしたいんだとか、あるいはコミュニケーションボードをつくっていききたいんだと。また、例えば飲食店であると、点字のメニューを、あるいは音声メニューをつくっていききたいんだというふうなこともあろうかと思えます。やはり、それは行政として要望を持つというんではなしに、法の趣旨も含めて積極的にこういうふうな支援策をつくり、つくりました、民間事業者の方も協力をお願いしたいというふうな積極的な打ち出し方というのも一つ必要ではないかなというふうな思いの中で本日御提案もさせていただきましたので、その点、いかがでしょうか。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 今浅田議員から御提案いただきました点、市としましては、まだまだ民間事業者のほうの御理解、周知が十分でないという、そういうところから先にそちらをと、そういう意味で御答弁の市長のほうからさせていただいておりますが、やはり今、浅田議員おっしゃっていただきましたように、軽微なところでも事業者のほうからそういう要望があれば、こういうことを速やかに対応していくべきではないかというお考えかと思えます。

今後やはり事業者に向けての周知、そういったところは積極的にやっていきたいと考えておりますが、その中で事業者の方と意見交換をする中で、やはりいやもうこういう希望があるんだという御意見、そういったことも受け取りながら、キャッチボールをしながら、じゃあ、支援についても市も早急にやっていかないいけないのかなという、そのあたり、まだこちらからボールも投げていない状況でございますので、やはり、そういう商工会等の団体のほうにも一度この取り組みについての啓発のところもお願いしながら、要望も聞きながら、また今策定をしております第3次の障害者計画、この策定協議の中の意見も参考にしながら、今後の対応を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（実友 勉君） 8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） 当然、各それぞれ民間事業者の方々の意見も聞いていかなければならないと思えます。それから、あと自立支援協議会等々もあろうかと思えますので、その中でも今回の障害福祉計画の策定の中でもいろいろと議論をしていただけたらいいのかなというふうに思えます。やはり当然これは今後、将来的な障がい者福祉をどう進めていくかという一つの施策に通じる事柄だと私は思いますので、やはり具体的に計画に乗せていくとか、そういうことも必要ではないかなと。

それから、やはり今、ちょっと話が飛ぶかもわかりませんが、自治会の集会所での改修で、例えば高齢者等への配慮をするための費用負担、たしか2分の1の制度がございます。それはそれとしていいんですけども、例えば民間の事業者の方にその2分の1、これに準用して2分の1にするのか、いやいや例えば上限幾ら幾らまでは全額市が見ますよと、そういうことも一つの施策だと思います。例えば冒頭言いましたように、そういう障がい者の方々に対するメニューをつくるんだということであれば、例えば上限5万円だったら5万円までは全額市のほうで応援しますよとか、そういうこともいろんな内容的なことも含めて、いろんなことが考えられようかと思えますので、まずそういう支援策が必要かどうかということも含めてではあろうかと思えますけども、やはり積極的に宍粟市は手話言語条例も県内で

も早い段階で制定をしていただいで、今施策を進めていただいでおりますので、やはり積極的な支援策を市のほうから講じていくんだという認識で検討もお願いしていきたいなというふうに思います。再度になりますけども、いかがでしょうか。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） そのとおりでありまして合理的配慮について啓発を事業者へするというところでありますが、幾らかメニューを示しながら啓発をしていくということも必要でありますので、ただいまおっしゃったことも含めて、先ほど部長も答えたとおり検討して、あるいは協議をしながら、早い段階でこのことが実行できるように努めていきたいと、このように思っています。

議長（実友 勉君） 8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） よろしく願いをいたします。

それでは、次、図書館の充実でございます。

私もそこに勤めておりながら、こういうことも御提案するのはいかがかと思ったんですけども、あえて逆に勤めて初めてわかるとか、そういうこともございましたので提案をさせていただきました。やはり今から各それぞれの市民局の拠点整備等々、あるいは公共施設の再編等もございます。そういうことも優先順位もあろうかと思えますけども、やはり言いましたように、図書館というのはやはりまちの顔であるというふうなことも思っていたければありがたいかなというふうに思います。

やはり施設整備、かた苦しい場所ではなしに、言いましたようにたくさん来られます、親子連れでね。絵本を声を出して読みたいんだ、今の現状ではなかなかほかの方に気を使って大きな声で絵本が読めないんだと、そんなこともありますし、また逆に静かな環境で調べものであったりとか勉強もしたいと、そういう相極端なことが必要ない施設でございますので、今後各それぞれ市民局の中で拠点施設整備が進められております。やはり憩いの場所ということも一つの大きなキャッチフレーズ、必要でありますけども、静かな環境で調べもの、勉強、そういうことも図書館の場合は必要になってきますので、あわせた中で十分、一宮の委員会での議事録、会議録も見させていただいておりますと、やはり図書館の内容についてもいろんな多くの方々から意見が出ておりましたので、そういうことも十分御検討いただいで、後でしまったなということがないように、あえてですけども、私も申し上げたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 図書館の役割は私が今さら言うところではないんですが、先ほど言ったように、生涯学習の拠点としては非常に重要なところでありまして、拠点を整備していくというのは、当然市長としても非常に大きな役割を担わなならんと、このように考えております。

ただ、現市立図書館については、先ほど申し上げたとおり、昭和63年ということで、一定の年限の中で将来にわたって考えていかないかと、こういうことでありますが、ただいまおっしゃったように語らいの場であったり、例えば親子の場、あるいは学生を含めて勉学心に燃えた人たちが静かに学習できる場、場合によったらちょっと休んでお茶でも飲める場とか、いろんな複合的なことの要素がこれは求められておると、このように認識をしております。

しかし、現状のやつを即というわけにはいきませんので、宍粟市の次の総合計画になるのかどうかわかりませんが、必要な施設として今後大きな課題として捉えていきたいと。その段階でまた具体的な年次も含めて、これから考えていく必要があると、そういう施設と、このように捉えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（実友 勉君） 8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） いろいろ宍粟市もいろいろな公共施設の整備もしていかなければなりませんので、財政計画も含めて十分御検討いただきたいと思ひます。

ただ、建物を整備するということになりますと、建築の中身だけじゃなしに、いかにどういうふうな理念をもってするのか、整備していくのかというのが非常にこの部分が大事になりますので、やはりそれに1年、2年かかりますから、実際の建設年度は少し後になるうかとは思ひますけども、やはりどういった中身の施設が、理念ですか、そういうことも含めて早い段階で十分部内の中で、市の中で御検討いただきながら、年次計画を見据えていただければというふうに思ひます。

今回、3点とも具体的などころのこともないこともございましたけども、基本的に今後必要な施策であるというふうな思ひの中で御提案もさせていただきましたので、順次新年度予算編成も含めて意見交換もさせていただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（実友 勉君） これで、創政会、浅田雅昭議員の代表質問を終わります。

午後1時まで休憩をいたします。

午前11時59分休憩

午後 1時00分再開

議長（実友 勉君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、宍志の会の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

5番、今井和夫議員。

5番（今井和夫君） 失礼します。許可をいただきましたので、宍志の会を代表して質問をさせていただきたいと思います。

まず、前回の質問の確認のようになりますが、一つ目として、宍粟北部の将来的な維持の方策ということで、もう一度質問させていただきます。

まず、宍粟北部の人々は、いずれこの地域は消滅してしまうのではないかと、そういうふうな不安を皆さん持って暮らしておられます。

前回、話をさせていただいたように、宍粟北部においては、田んぼ、農地が荒れてしまえば、例えほかに仕事があっても人が住めないところになってしまいます。

今までは兼業農家が農地を維持してきましたが、兼業となる仕事が非常に少なくなってしまった今、農地を維持するには、それを若者が専門にできる道をつくっていくしかないのではないかと思います。それができれば、この先、例えどんなに人口が減ってもそれ以上は減らないという「人口の底」が見えるのではないかと思います。初めに言いました、いずれこの地域は消滅してしまうのではないかと、その不安が消える、とりあえずそこではおさまるだろうというふうになるのではないかと思います。つまり、若者が田んぼを専門にできる道をつくること、その上での林業や観光との組み合わせが、この宍粟北部が消滅してしまわない道であると考えますが、もう一度そのあたりについて、どういうふうにお考えかということをお聞かせさせていただきたいと思います。

二つ目として、それに関連して、宍粟北みどり農林公社の活用についてですけども、前回の一般質問の中でもその対策の一つとして市長さんのほうから宍粟北みどり農林公社の活用を考えているという話がありました。これは非常に前向きで有望な話だと思います。そのあたりの進捗状況、当面及び今後の方針について、具体的にお話をお聞かせさせていただきたいと思います。

三つ目として、生活の拠点づくりについてであります。8月12日の新聞の折り込み広告の中に、私たちの会派の「宍志の会」として、新聞を入れさせていただきました。その中に、北部3町の生活の拠点づくりについて、少しでも広く市民に広

報しておく必要があると考えたので載せさせていただきました。そこにも書きましたが、この市民局を中心とする庁舎の建て替えは、各地域住民のまちづくりの大きなチャンスと考えます。そのような方向性で是非ともやっていただきたいなと思います。

とはいえ、合併特例債等の使用のための期限もあるでしょうから、最低いつまでにはここまで進んでいなければいけないということをはっきりと示していただきたいと思います。それが出されれば、各地域もそれに沿って機運を盛り上げていくことができるのではと思います。

二つ目として、地域みんなで新しい拠点をつくっていくという機運をつくっていくのに何より大事なことは、小まめに情報を地域住民に伝えていくということだと思います。これは、検討委員会と地域住民を繋ぐ意味でも最重要かと考えますので、そのあたりの方策について伺います。

三つ目として、またできるだけ広く、各年齢、各団体、あるいは各個人から意見を聞く方法として、一宮のほうはかなり進んでいますけれども、千種のほうは今からでございます。そのようなことも含めてどのような方策を考えておられるのか、例えば全戸にアンケートをとるなどというのも有効な方策と考えますが、そのあたりはどのようなことを考えておられるかというのをお聞きしたいと思います。

四つ目に、波賀町の予定の話が全然聞こえてこないんですけども、そのあたりもどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

最後に、四つ目として、これは前々から感じてきたことなんですけども、市の職員はもっと市民の中に入っていきべきではないかということなんですけども、市の職員はもっと市民の中に入っていき必要があるのではないのでしょうか。庁舎内でパソコンでする仕事もたくさんあるでしょうが、原点は現場に行き、直接市民の声を聞き、市民と一緒にまちをつくっていくことではないかと思います。

例えば、まちづくりに関して、よく言われますが、市役所の職員が直接かかわるのではなく、住民主体でこれからはやっていってほしいんだということをよく聞きます。これ響きはいいですが、現実には全ての地域でそういうことができるのはやっぱり難しいのではないのでしょうか。もっと市職員が直接地域に入っていき、組織をつくり、組織を動かしていくということをしなければ動かない地域もたくさんあると思います。あるいは行事ごと、ほとんどの場合、いわゆる地域あるいは各種団体、商工会等を中心にして実行委員会とかというような形式をつくってやっていくというのが多いと思うんですけども、もっともっとそういうところにも市の職員の

主体的にやっぱりかかわっていくべきではないかと。

あるいは、このたびのごみの回収の説明会、多くの自治会を回り、多くの家との接点を持つ大変な労力をされていると思います。ならば、せっかくのチャンスなので、時間があればごみ以外のことでも話を聞く、そういうチャンスにできなかったのかなど。担当職員は「それは困る」と言われるかもしれませんが、必ず、職員はそういう市民の生の声に接することで鍛えられ、将来に役立つと考えます。少なくともそういう姿勢が大切なんではないかと思えます。

そういう意味で、上に立つ上司の人は厳しく部下の人にもっと現場に出ると、直接市民と話をしようというふうに指示をどんどん出していただきたい。もちろん、トップの人でも先頭に立って市民の中に入っていき、必要があると思いますが、そういうふうな指示を出していただきたいと思えます。

例えば、そういうことがどんどん進んでいきましたら、「広報しそう」なんかに、やっぱりそういう姿勢が出てくるんじゃないかなと思います。市民とどれだけ職員が身近なのかというのが広報しそうには出てくると思います。広報紙は担当課だけがつくるのではなく、職員全員でつくっていくものだと思います。市民ともっと繋がりがあれば、もっと読みやすくおもしろい広報ができるのではないのでしょうか。

こういうふうな発想をもっともっていただき、もちろん今も頑張っていると思うんですけども、さらにこういう発想を持っていただいて、市民とともに、市民の中に入って職員が率先して頑張っていっていただきたいと、そういうふうに思います。

以上、4点、質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（実友 勉君） 今井和夫議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、宍志の会代表の今井議員の御質問、大きく4点いただいておりますので、私のほうから御答弁申し上げたいと、このように思います。

まず、1点目の宍粟北部の将来的な維持の方策、この御質問であります。先の6月議会でも述べさせていただいたとおり、市としましても、宍粟の産業を支える重要な部分を農業がかつてより担っておりまして、農林業、商工業と観光産業等の連携強化が地域の活性化に繋がることも十分認識をしているところであります。

宍粟市では、新規就農奨励金制度をはじめ農業分野での起業や事業展開の支援を行っており、まだまだ少ない人数ではありますが、制度を活用し、新規就農者や研修生が農業の担い手として活躍し始めておるところであります。

また、中山間地の農業経営につきましては、後継者不足を筆頭に気候であったり、あるいは立地条件など、安定経営を阻害する要件が大きな課題の一つとなっておりますが、希少な棚田米やあるいは高品質野菜等の栽培、6次産業化であったり、販路の開拓による収益率の改善を図るとともに、空き家活用であったり、生活費の軽減といった田舎暮らしのメリットを発揮させ、自立経営の確立に向けた取り組みをさらに推進していくことが大事だと、このように考えております。

あわせて、議員これまでも御提案をいただいております所得保障制度につきましても、引き続き研究を進めていきたいと、このように考えております。

次に、2点目の宍粟北みどり農林公社の活用についてであります。宍粟市全体での事業展開が可能な組織と位置づけた中で、地域農業の担い手として今後も活動をしていくことと現在しております。

本年度は、一宮町の神戸地区において県事業の「地域農地管理事業」を活用し、地域住民の意見を聞く中で農地の集積・集約化の取り組みを今現在実施しておるところであります。

この事業を取り進む中で、借り受け農地活用のための人材確保も行う予定としており、宍粟北みどり農林公社を地域の農業を担う一角として、今後は、国や県等の担い手育成支援事業等も活用しながら、宍粟における新規就農者となり得る人材育成に努めることと、このように現在計画をしておるところであります。

また、地元の酒米として兵庫夢錦と山田錦の作付や、さらにまた桜や紅葉等を低木から中低木に育成するなど、地元の米を使った酒造りや日本一の風景街道事業、彩の森林事業への活用を計画しておるところであります。さらに、現在、育成の早いセンダンの試験育成も実施中であります。

しかしながら、宍粟北みどり農林公社だけでは、若者等の人材育成にも限りはあると、こう感じておりました。今後は市内で認定農業者として、現在長年活躍されている方もたくさんいらっしゃいますし、その農業にかかわる多くのノウハウを持たれている方のお力もお借りしながら、官民一体となった農業の振興に努めていきたいと、このように考えております。

3点目の生活の拠点づくりの関係であります。先ほどお話があったとおり、多額の費用がかかる拠点施設整備、特に合併特例債を財源に充てることは、非常に重要な要件の一つであると、このように考えております。目標として期限を示すことに異論はないわけではありますが、先般、8月に立ち上がった千種の生活圏の拠点づくり検討委員会において、今後十分な議論を経て計画をつくり、さらにまたタウン

ミーティングであるとか、あるいはふれあいミーティングとか、多くの市民の方の御意見をお聞きし、最終的な計画をつくり上げていこうと、このように考えております。

そういった中で、期限につきましては検討委員会において来年の6月を目標として計画をまとめていきたいと、こんなふうにして委員の皆さんも了解をいただく中で現在進めておると、このようになっております。

次に、小まめに情報を出してと、こういうことではありますが、検討委員会と市民を繋ぐことが重要であるということについては、先ほどお話があったとおりでありまして、検討委員会の開催であったり、あるいは議事録等は市のホームページに掲載をしていくこととしております。また、千種町域には検討委員会の様子等々を掲載した「検討委員会だより」を発行して全戸へ配布することになっております。そういった中で、きめ細かく情報を市民の皆さんにお出ししていきたいと、このように思っております。

さらに、できるだけ広く、多くの意見を聞く方策としましては、先ほども申し上げましたとおり、タウンミーティングであったり、ふれあいミーティング等々をできるだけ多く開催するなどして、さらなる御意見を賜りたいと、このように考えております。そういった市民の皆さんの意見聴取の手法も検討委員会の中で御議論をいただくこととしておりまして、今後そういったことについて、さらにきめ細かく委員会の中で協議を進めていきたいと、このことが非常に重要だと考えております。

次に、波賀生活圏の拠点づくりについてであります。その予定はと。今のところ何も無いがいと、こういうことではありますが、生活圏のネットワーク構想においては、拠点整備を一宮町、千種町、波賀町の順番で進めていくと、こういう計画としております。波賀町域におきましても、できるだけ早い時期に検討委員会を立ち上げていくこととしておりますので、そのように御理解をいただきたいと、このように思います。

いずれにしても、拠点施設が地域のシンボルとなったり、あるいは市民の誇り、あるいは寄り合いどころ、あるいはさらには親しみのある施設、そういった意味での整備を進めていくことが非常に重要だと、このように考えております。

4点目の市職員はもっと市民の中に入っていこうと、こういうこと、そのことが現場をすることによって、さらに前向いて市政も運営できますよと、こういうことではありますが、地方行政においては市民と直接的なかわりを持ちながら、行政運営をするということは当然必要であると、このように考えております。市民の方々

に直接話をお聞きすることが必要と考え、いわゆる少人数を対象とした、先ほども申し上げましたふれあいミーティングであったり、あるいは中学校区を対象としたタウンミーティングなど、市民の皆さんの生の声を直接お聞きする取り組みも継続して現在実施しておるところであります。そういった中にそれぞれのテーマでもって担当者、あるいは役職のある者も一緒に参画してそういった機会を現在とっておるところであります。

一方、まちづくりの手法として、「住民主体」という住民自らが意欲を持って進める取り組みに対しまして、行政として側面から支援することも、これまた非常に重要だと、こういうふうに捉えまして、いわゆる主体的にまちをつくっていこうという機運も非常に大事なことであります。その両面は当然相持つことが大切だと、このように考えております。そういう住民主体という観点の中で、現在担当部局としてはまちづくり推進部が中心になりながら、まちづくり団体などへの支援を行う中で自主主体のまちをつくっていこうという動きをしておるところであります。

また、市民の側に立ち積極的に意見を聞く姿勢、このことが行政職員として大事ではないかという、こういうお話だったと思うんですが、当然その行政職員としては大切なことと思っておりますし、直接住民自治を行う職員としてもそのことを念頭に置くことは当然のことだと、このように考えております。したがって、職員一人一人が市民の意見に対しまして、十分耳を傾け、さらにまた熱意を持って対応することが私は今日であると、このように考えております。

さらにまた、議員御提言いただきました「広報しそう」、このことにつきましては、担当課だけで作成するのではなく、全ての職員がかかわりをもって、しかも市民の声を聞いた中で、ある意味、市民に親しまれる広報をと、こういう御質問だと、こういう理解をしておりますが、まさにそのとおりでありまして、現在、広報作成に当たっては、当然担当課だけで作成をしておるのではなく、それぞれの部局から広報情報委員を選任して、広報編集にかかる検討を定期的を実施する中で、広報担当課にそれぞれの部局から情報提供してもらう仕組みもつくる中で編集に当たっておる状況であります。ただ、おっしゃいますように、なかなか広報は読んでもらってこそ初めて広報でありますので、そういう意味では、まさに読みやすい広報であったり、親しみやすい広報、それからの確に情報が伝わる、こういうことには十分注意を払う必要があるだろうと思っておりますし、重要なことと考えておりますので、今後、さらにそういったことに工夫を重ねながら広報の発行に当たっていくことは大切だと、このように考えております。

いずれにしても、宍粟が、あるいは地域が元気になるような取り組みは、まさに「元気げんき大作戦」ではないですが、それぞれ宍粟市全体が住民主体も含めて、市と一体となってさらに元気なまちをつくる必要があるだろうと思いますし、私自身も先頭に立って地域に出かけながら、しっかり市民の皆さんの声を聞きながら、職員と一体となってまちをつくり上げることが重要と、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（実友 勉君） 5番、今井和夫議員。

5番（今井和夫君） それでは、一つずつ再質問させていただきます。

まず、一つ目のところです。これはよくわかっていただいていると思うんですけども、一応再確認という意味でもう一度言わせていただきたいと思うんですけども、今、この宍粟の田園風景が穂刈りのほぼ真っ最中というところで、本当に実り豊かな美しい風景が今のところ宍粟に広がっていると思うんですね。これがずっと今、黄金色になっている田んぼがみんな藪になり、枯れ草になり、そういうふうなところになってしまえば、例えほかにそこから通う仕事があったとしたって、もうそこに人が住む、そういう場所にはやっぱりなっていないと思うんですね。やっぱり宍粟が宍粟である一番のこの条件というか、基礎的な要因として春になれば田んぼに水がはられ、秋になったらこうやって稲刈りの黄金色の田んぼが広がっていくという、これがなくなってしまうたら、やっぱり宍粟は宍粟じゃなくなっていくと思うんです。

そういう意味で、今、市長も言っていたんですけども、農業のいろいろ施策をしていただいているのは重々承知なんですけども、いわゆる認定農家であるとか、今からやる気を持ってやろうとしている、そういう農家を育てていく、ある意味攻めの農業ですね、それはそれですごくもちろん大事なことだと思うんですけども、やっぱりこの地域を維持していく、この農地を維持していく方策ですね。これっていうのは、これでやっぱりしっかり考えていくという、そこの両輪ですね、攻めの農業と守りの農業、地域を守るための農業、地域の農地が守られてなかったら攻めの農業を何ぼしたいと思ったって、周りの農地が荒れてたら、その農家はやっていけないんです。そういうことも含めて両方、攻めの農業と地域を守っていくための農業、それをしっかり何とか知恵を出して考えていくことが必要なんじゃないかなと思うんです。

このたび議会の議員のほうにも提案があった過疎地域自立促進計画とか、そういう中にも対策としてブランド化、高付加価値型の農業の展開を図りというふうなこ

とが書かれています。これは攻めの農業で大事なことなんです。だけどやっぱりそれと同時に、地域の農地を守っていくという、そのところですね。そこには、条件不利地による生産コストの問題とか、農家の意欲の低下による農地保全利用が問題となっているというふうに、そこにも書いてあるんですけども、その計画の中にも、現状の問題として書かれているんですけども、これ何で農家の生産意欲がなくなるのかといえ、もうとにかく一にも二にもお金が合わないからです。これ生産コストがたくさんかかるとかということもありますけど、根本的に価格が安いからです。今の米代ではやっていけないからです。だから生産意欲がなくなるし、若い人も農業をしようという気にならない。だから、すぐにどうこうという話にはなかなかならないですけども、問題はそこなんだという、その視点はやっぱりきちんと持っていただきたい。それがあつたら、例えばこの過疎地域自立促進法とか、そういう中にもそういう文言が出てくるんじゃないかなと思うんです。価格をどうやって維持したらいいのか、農家の生活をどうやって維持したらいいのか、その検討もしたいと。まずその発想をやっぱり一番に持っていただきたいなというふうに思いますが、そのあたりどうでしょうか。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） ただいま御質問いただいた課題は非常に難しい課題だとは思いますが、十分な答えになるかどうかわかりませんが、先般の6月議会でも御答弁申し上げたとおり、御意見いただいたとおり、やっぱりある意味、兼業と、それからもう一つは専業でやる農業というふうな区別ができるかどうかわかりませんが、仮にそういう区分をしたりしたとしたら、私は専業ではやっぱりある意味、儲かる農業を目指していかんだら、どうしてもこれは生活を支える基盤、これが一つあるのではないかなあと。そのために何をするかということ。

それから、かつてから、私たちは先祖からいただいた、あるいは守っていくべき農地や山をどうやって守るか、あるいは守らなくてはならないという意思というのか、そういう意味で他の職業をしながら農家をやっていくと、いわゆる兼業、私はこの兼業と専業の部分をもう少しきっちり整理した中で、先ほど申されたように国の法律や、いろんな支援制度があるわけでありましたが、その中でいかにうまく組み立てて、場合によっては財源の確保をしながら、制度をつくり上げていくということが非常に大事なかなあと。それが今非常に求められておるのかなあと、このように思っております。そういう意味で一つには、冒頭の答弁でも申し上げたとおり、そこで若い人たちが生活をして、そこで農業を業としてできる仕組みをまずおっしゃ

ったように、第一段階、やっていくことが次の展開に繋がっていく可能性がある、こう思っております、市としても2番目の御質問にもありましたように、みどり公社の今の現状の中でも何かできないのか、それから先ほど言われたいろんな制度の中で何かできないのか、探りながら若い人たちが可能な限り農業ができる、そんなことをやっぱり本気で考えていく、そんなときではないかなあと、このように考えております。

議長（実友 勉君） 5番、今井和夫議員。

5番（今井和夫君） それに関連しまして、先ほどの北みどり公社についてもう一遍確認させていただきたいんですけども、人材確保を何とか頑張っていきたいと、先ほどの最初の答弁で言われていたんですけども、基本的にだから若い人の雇用をここで増やしていきたいということ、それに向けてそこにしっかり財源を投入していきたいと、そういう考えを持っているということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 私も市長という立場であります、みどり公社も当然理事会がありますので、そういった立場で物事を整理し、発言をし、多くの皆さんにそれぞれ理解を得ながら、その方向で進めていくことを私は今大事だと思っておりますので、そういうことも強く訴えていきたいと、このように考えています。

議長（実友 勉君） 5番、今井和夫議員。

5番（今井和夫君） ありがとうございます。本当に一つの突破口として、その方向がまず非常に大事なんじゃないかなというふうに私も思いますので、いろんな意味で私たちのほうでもできる応援、支援があればさせていただきたいと思ひますし、その方向で是非とも頑張りたいなというふうに思ひます。

重ねて言ひますけども、とにかく価格低下、それによつて生活ができません、それが結局やっぱり今の農業の衰退の一番の原因だというあたりの認識だけはしっかり、もちろん持たせていただひておると思ひますけども、こういういろんな文章に、総合計画とかいろいろありますよね、市の中に。そこにははっきり言ひて出てきてないです。今、農産物の価格が安いから農業がやつていけないんだという、そういう趣旨のことは出てきてないです。出てくるのは高付加価値をつけてブランド化して売つていこうとか、そういうふうなことばかり。それはそれでいいんですけども、農地全てを守るためにはやっぱり最低限の保障をしていく、その方向を何とか考えていくという、その方向性をひとつ、難しいです、難しいけども、まず方向性だけ

はやっぱり検討課題としてはいつも持っておいていただきたいなというふうに思います。ちょっとそれについて一言お願いします。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 米をはじめ農産物の価格の問題については、なかなか難しい表現になるかと思えますし、特に私が承知しておる範囲で大変申しわけないんですが、米については等制からいろいろあって、米の価格の一定のことがあったりして、なかなか国策でやられている場合でも、私どもがどうやこうや言うのは非常に難しい議論になるのかなあと、こう思っております。

したがって、先ほど私が考え方を御答弁申し上げたのは、市のこれからの施策として、ある意味チャレンジする意味において所得保障というのは非常に重要な部分だと。そのことがこれからの農業、特に若い人たちの定着に繋がる可能性は大いにあり、そういう観点で今後取り組むことが私は大事だと、このように考えています。

議長（実友 勉君） 5番、今井和夫議員。

5番（今井和夫君） ありがとうございます。頑張っってそういう方向で一緒にやっていかせていただきたいなと思えますので、よろしくお願いします。

それでは、三つ目の拠点づくりのほうになるんですけども、まず1番目の質問の答えとして、千種の場合、来年6月までに何とか結論を出していきたいということをはっきり言っていただきましたので、それはそれで非常によかったなと思えます。

それから、二つ目の回答として、これは千種においてですけども、千種の中では「検討委員会だより」というのを出したんだということを書いていただきました。私も先日、第1号の案をつくっておられるやつを見せてもらいました。とてもいいのができているんじゃないかなというふうに思います。はっきり言ってこれはすごく画期的なことやと思うんです。ともすれば、検討委員会さんだけが今までやってきて、これは拠点づくりだけじゃないですけども、今までのいろんなことに関して、その情報がなかなか市民全体に流れていかなかった。その結果、やっぱりどこでどういうふうに進んでいるのか、市民には伝わってこない、行政と委員だけが勝手にやっとな違うんかみたいな、そういうふうな形にやっぱりなってしまうがちになると思うんです。それを解消していく意味でも、いろんなことはもちろんあると思うんですけど、全戸にこうやって検討委員会だよりを出していくということは、これもすごく僕は画期的なことだと思いますので、少なくともまず今回千種の検討をしていくに当たり、これは最後まできちっとやっていただきたいなというふうに思

います。ちょっとその辺で一言お願いします。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 千種の拠点エリアの関係につきましては、第1回の協議会の中で、それぞれ委員の皆さん、いろんな思いをお持ちになりまして、是非とも地域の皆さんにこの議論の中身を概略でもいいから伝えてほしいという御意見をいただきました。その中で市民局が中心になって、そのことの分については発信をさせていただくというお約束をさせていただいて始めたものでございますから、最後までその時々のお情報をお伝えできるように努力をしていきたいというふうに思います。

議長（実友 勉君） 5番、今井和夫議員。

5番（今井和夫君） よろしく申し上げます。それから、広く意見を聞く方法として、タウンミーティング、ふれあいミーティングということであります。言葉にしたらそういう形になるんだとは思いますが、その広報を配っていく中に、例えばアンケートじゃないですけど、意見があれば出して下さいみたいな、そういうものを毎回入れておくとか、少しでも全戸の人が意見を言いやすいような形をつくっておいていただくというふうなことも必要じゃないかなというふうに思います。多分、検討委員会さんのほうでそういうこともいろいろ考えておられると思うんですけども、何せせっかく大きなお金を入れてつくるものなんで、やっぱり住民が一体となって、みなんで考えてつくったなというふうになるように、何とかそれこそ官民一体となってつくっていける、そういう方法を考えていただきたいなというふうに思います。

波賀のほうは具体的な話がなかったんですけども、とりあえず今のところは具体的にはまだ検討されてないということなんでしょうか。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 先ほど市長のほうで答弁をしましたように、この課題というのはそれぞれの管内で持ち合わせている課題というふうには認識をしておりますが、その順番としては一宮、千種、波賀というところで順番を決めて推進をしていきたいというところで進めておるところでございます。今、千種のほうにいいよ入らせていただいたというところで、波賀については、まだ具体的な動きを我々としても見せることはできておりませんが、近々またそういう動きを見せていけない時期に来ておるという認識については持っておるというところでございます。今の現状としては具体的には進めていないという段階でございます。

議長（実友 勉君） 5番、今井和夫議員。

5番（今井和夫君） わかりました。いろんな行政的な先ほどのお金の部分の話と
かあると思うんで、いろいろ予定があると思いますが、一応波賀のほうも決まり次
第早くそういう予定を出していただければというふうに思います。

そしたら、最後ですけども、職員はもっと市民の中に入っていこうというあたり
ですけども、私がここで一番言いたいのは、やっぱりこういうことをすることによ
って、若い職員をどんどん鍛えていっていただきたいなど。偉そうな言い方をしま
すけども、それに尽きると思うんです。そうですね、とにかくやっぱり外へ出て
まれないことには、やっぱり職員も鍛えられることがなかなかないと思いますので、
自分のほうからどんどん出ていって、市民と話をしていってほしいというような
ところであるとか、例えばこの間、それこそこれ会派代表質問ということで、会派の
中でもよくそういう話になるんですけども、コンサルにいろんなところをお願いし
てますよね。これコンサルに頼み過ぎなんだろうかとというのがよく出てくるん
ですけども、具体的な金額の見積もりとか、そういうあたりはやっぱりある程度仕
方がないのかもしれないですけども、いろんな計画とか、そういうあたり、やは
り自分で考えて自分で文章を書いていって、そういうことをやっぱりどんどんし
ていかないと、職員は育っていかないんじゃないかなというふうにも思うん
です。何もわからんとこんなことを言いよってあれですけども、やっぱり出て
くる総合計画でも何でもそうですけど、ああ、これはコンサルが書いてとってん
やなあとわかるような、お決まりの行政用語で出てきますね。そうじゃなく
って、もっともっとわかりやすい言葉で、ふだん市民が使っている言葉でわ
かりやすく、別に拙い表現でもええと思うんです、きちっと形式的に完成さ
れてなくてもいいと思うんで、自分でやっぱりつくっていくという、そうい
うことがやっぱり次の若い職員を育てていくことにとっても大事なんじゃない
かなというようなことは、我々4人でよく話したりするんですけども、もち
ろんコンサルに頼めばお金もいっぱいかかると思います。だから、そういう
ことも含めてやっぱりどんどん自分でできるところは自分でやって
いただきたいというふうにも思いますし、市民の中に出るといこともそう
ですけど、やっぱりそういう意味で職員をどんどんしっかり鍛えていって
いただきたいというふうに、そういう趣旨です。どうでしょうか。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 私も全く同感であります。私も実は、この世界で大きくな
った一人でありまして、かつては、私はようせなんだんですが、設計とか、あるいは

積算業務とか、いろんな業務を、あるいは測量、全て職員がいろんなポールを持って現場へ行ってやったり、いろんなことの時代もありました。それも見てきました。それがいいとか悪いとかは別にして、今現在は比較的、先ほどおっしゃったような形が多いというふうにも私も感じております。これも時代の流れと言ってしまうばそうかもわかりませんが、ある意味、形式をしっかりとそろえていかないかん、文言も整理していかなあかん、失敗もしたらあかん、ちょっとミスしたらどンドンつつかれる、こういうこともあるのも私は事実だろうと思っています。そういった意味で、かつて申し上げたとおり、いろんなことがあっても寛容な社会の中で育てるということも大事な部分がありますので、常におっしゃったように職員はいろんな意味で勉強しながら、まさに我がまちにとっては貴重な私は財産だと思っていますので、そういう意味では将来にわたる人材をきっちり育てなくてはならないと、このように考えておりますし、そのことが私たち少し経験したも者がしっかりその任を担わないかんと、こんなふうにも思っております。

そこで、私自身もこの立場をいただいて、実は公務員としてどんどん地域社会へ出たり、あるいは地域に帰れば一住民でありますので、それぞれのものを地域に還元したり、地域と一緒にやってということで、地域に飛び出す公務員という首長の連合があるんですが、その1人にも加わって、いかにして公務員が地域に出て、地域とともに、またをその学んだことを仕事に生かそうと、こういうように今私自身も加わって、首長連合として今やっております。今、2年目でありますので、そのことも職員にいろいろ伝えながら、発信しながら、一緒になってまちをつくり、現場へ行ったり、あるいは声を聞いたり、あるいは自分でいろんな物事を整理したり、そのことをやっぱり繰り返しやることが私は職員の成長に繋がってくると、こんなふうにも思っておりますので、ただいまおっしゃったこともしながら、また職員一丸となって、あるいはここにおける幹部職員も一丸となって職員を育てていく、その方向を向いていきたいと、このように考えています。

議長（実友 勉君） 5番、今井和夫議員。

5番（今井和夫君） 本当にそのとおりだと思うんですね。例えばまちづくりなんかにしても、市の職員の方はやっぱり自分の住んでおるところに関しては積極的にまちづくり、いろんな行事に積極的に、いろいろ忙しいとは思いますが、誰もが忙しいんで、そういう中でやっぱりその地域を支えていく大きな人材だと思うんで、そういうところでもやっぱり自分の地域に出ていくだけでも、例えば今からやったら祭りがいろいろいっぱいありますよね。そういう中で地域の者と酒のみ

ながらいろいろ話をしていく中で、やっぱりさまざまにいろいろ勉強していくんじゃないかなというふうに思います。だから、まず少なくとも自分の住む地域のところにはやっぱり積極的にかかわって行っていただきたいなというふうに思います。

地域支援員という制度がありますけども、なかなか進んでないのが現状だと思うんですね。多分まだ千種だけじゃないんですかね、ほかもっともっと進める予定だろうと思うんですけども、なかなか進んでいないと思うんですけど、やっぱりそういうあたりも何か具体的に仕掛けを行政のほうからしていかなかったら進んでいかないんじゃないかなというふうにも思いますんで、そのあたり地域に出ていくということも含めて必要なんじゃないかなというふうに思います。そのあたりはいろいろやっておられると思うんですけども、これから我々も一緒になって検討させていただきたいなというふうに思います。最後に一言お願いいたします。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 例えばの例であります、波賀でメイプルタウンクラブとか、ほかにもいろんなことがあります、職員も大いにかかわって、そのクラブの育成にかかわったり、ずっと長い間やっておる者もおります。それから、もちろん消防団であるとか、地域のいろんなところへも出ております。しかし、総体的にどうかというと、ただいまの御質問でありますので、可能な限りせめて自分の住んでいる地域、あるいは小学校区とかそういったところへ、可能な限り自分の力を発揮できるように、発揮して地域でまた支えていただいて、それが仕事に有効に動くように、こんなことだろうと思いますので、職員一丸となってそういった方向を向いていくように努めて発信をしていきたいと、このように思っております。

議長（実友 勉君） 5番、今井和夫議員。

5番（今井和夫君） ありがとうございます。本当、頑張っとなつての職員さん、いっぱいおられます。だから、そういうことも含めてさらに地域と一体となつてやっていただきたいなあというふうに思います。

ざつと具体的な提案とかそういうのは今回あまりありませんけども、一応大きな方向性として今後四つの点を言わせていただいたんですけども、そういうことを考えてよろしく願いしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（実友 勉君） これで、宍志の会、今井和夫議員の代表質問を終わります。

以上で会派の代表質問は終わりました。

続いて、一般質問を行います。

通告に基づき順番に発言を許可します。

まず、大久保陽一議員の一般質問を行います。

6番、大久保陽一議員。

6番（大久保陽一君） 通告に従いまして、一般質問を行います。大久保陽一です。よろしく申し上げます。

指定管理施設のまず運営についてですけれども、7月31日の臨時議会で宍粟メイプル、伊沢の里、播磨いちのみやの三つの指定管理施設の経営状況が報告されました。その3者とも全て単年度で赤字になっています。その中でも特に宍粟メイプルの赤字は大きかったです。御承知のとおり、波賀町では宍粟メイプルの位置づけは非常に大きいです。道の駅を二つ有し、楓香荘もあり、レストランもあり、フォレストステーションもある。この波賀町にとってもものすごく重要であるこの宍粟メイプルが大きな赤字を出した。従業員さんはほぼ100人、多くの事業所は農業者も含めてそこに物品を納入しているんですけども、赤字を生んだ。今年度も赤字の可能性もある。そこで、この宍粟メイプル株式会社の最大出資者、最大株主である宍粟市の考え方を是非伺いたい。

二つ目は、中山間地域の商業のあり方、宍粟市の総合計画の中にも小売業、小売り商業の重要性というのがうたわれています。しかし、宍粟市も市が書いている現在の状況の中で商品の年間販売量も減少し、事業所数もすごく減ってきた。購買が低下というそのままの厳しい現実がその総合計画にもなお書かれている。その中でこれからの事業主の高齢化も進む、事業継承や新規創業など、これから具体的にどういう施策を市として考えて市の事業展開をしていくのかということ、まず具体的な市の考えを示されたい。

三つ目に、宍粟市内には、公立高校が3校あります。山崎高校、伊和高校、千種高校等、公立高校がこの宍粟市の市内に3校あります。宍粟市の中で急激に少子化が進んでいます。御承知のとおりです。今年度は初めて出生数が200を切るんじゃないかというペースです。今は多分ぎりぎりのところだと思うんですけども、初めて200を切る可能性まで出ています。

現在の宍粟市の中学校を卒業した子どもの山崎高校、伊和高校、千種高校の3校に行っている子どもは全体の約6割です。山崎高校、千種高校、伊和高校の在籍生徒のうちの75%が宍粟市の中学校からの子どもたちです。

この決定的に人口が減る中で、子どもの数が減る中で、この3校の山崎高校、伊和高校、千種高校の存続が市にどうかかわるのか。市の3校の存続の重要性と宍粟

市にとって、この3校がどう必要なのかということをもっと伺いたい。

それから、子どもの数が減っていく中でも、この3校を存続させるために、ということが考えられるのか。どういうことを考えてきているのか。この3校の位置づけと同時に、市がどういうふうにもこの3校を今後も考えていくのかという、市の考えを伺いたい。方策を伺いたい。

4点目は、全天候型ドームの建設についてということです。

この市役所の隣の夢公園でも、何度もよく見かけます。グラウンドゴルフを楽しんでおられる方の姿を見かけます。生き生きと楽しまれています。その姿を見るだけでも市民としてうれしいです。グラウンドゴルフ、ゲートボール、年配の方が楽しまれている姿が後輩として生きている僕らにとったら、本当に生き生きとしている姿がうれしいです。その楽しまれている多くの方の、人生の先輩の希望がグラウンドゴルフが雨の日でもできる、雪の日でもできる、いてている日でもできる、全天候型ドームがこの穴粟にあればなということをよくおっしゃられます。それは本当に望んでおられます。高齢者の健康維持、健康増進のためにもこのグラウンドゴルフ、またゲートボールが生きていると思います。ぜひこれの建設を考えていただきたい。

グラウンドゴルフは佐用のほうの上月の笹岡のほうでもあるんですけども、向こうのほうでしたら、このグラウンドゴルフと食事というセットで商品を販売しております。是非グラウンドゴルフ、食事、宿泊とかのセットで考えたら経済効果も十分検証するに値するというふうに思いますので、そこら辺の考えも通告のとおりお伺いしたい。

高齢者の生きがい、健康維持、地域経済活性化の観点から、本当にすごくいいと思うんです。これを今現在、財源はと言うたときに、私は都市計画税を充てるべきやと思います。現在、公共下水道の起債償還にのみ充てている都市計画税、年間1億1,000万円とか2,000万円とかの金額です。都市計画税がね、払っている金額が。この旧町内と城下と戸原が払っているこの都市計画税を公共下水道の起債の償還だけやなしに、この全天候型ドームの建設に充てて、もっと高齢者が生き生きとして、この穴粟に暮らしたいというまちに是非していただきたいというふうに思います。

この4点について、通告のとおり質問を行いますので、よろしく願います。
議長（実友 勉君） 大久保陽一議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、大久保議員の御質問、4点ありまして、私のほう

からは、高等学校のことにつきましては少し教育的な観点も含めて教育長からまず御答弁させていただいて、また後ほどありましたら、お願いしたいと思います。他の3点について、まず御答弁を申し上げたいなど、このように思います。

特に、先ほど御指摘等々をいただいたというか、お話があったとおり、宍粟メイプル株式会社は、波賀町域内で四つの集客施設を管理運営して、年間売上額は約6億9,000万円でありまして、従業員数は先ほどおっしゃった約100人ではありますが、現実には96人とこういうことであります。市内外の多くの利用者を受け入れておりまして、市としても、雇用や地域振興を図ったり、あるいは地域活性化を主体的に担う会社であると、このようには認識をしております。

特に、音水湖のカヌー競技場であったり、あるいは氷ノ山や原の不動の滝、あるいは観光リンゴ園、赤西の音水溪谷や、またセラピーであったり、そういった資源を有効に活用しながら、その役割を担っていただいております。

しかし、お話のあったとおり、平成28年度決算については約2,800万円の赤字と、こういうことはお示しをしております。経営状況が悪化しておるのもゆがめない事実であろうと、このように思っております。特に、平成28年度決算においては、一つの要因でありますけども、冬季の豪雪、それによって非常に入り込み客が減少したということも一つは原因であると、このように分析をしておりますが、現在全体的な分析はもちろんしっかりせないかと、このように思っておりますが、赤字の状況は先ほど申し上げたとおりであります。

今後、市としても収益性の改善に向けて、この平成29年度においては、宍粟メイプル株式会社が運営する中核施設としての「道の駅みなみ波賀」の改修工事を行うこととしておりまして、また同時に、波賀のサイクリングターミナル、いわゆる楓香荘の施設のあり方につきましても、今後十分議論を深めていきたいと、このように考えております。同時に、会社も昨年からああいう形で一つになったわけですが、フォレストを含めて。組織強化についても市としても十分これから今後もかわりを持つ必要があるだろうと、このように考えております。

いずれにしても、この宍粟メイプル株式会社につきましては、市としては、特に北部地域のいわゆる活性化に資する重要な施設と、このように捉えておりますし、当然働く場としても非常に重要であるというふうに考えておりまして、今後もその施設のことについてかわりを持ちながら、市の活力を保つために鋭意努力しなくてはならないと、こんなふうに思っております。

次に、中山間地の商業のあり方ではありますが、6月議会でも条例改正やいろいろ

含めて商業のいろんな提案をいただいております、今それも含めて、もし可能であれば12月議会に御提案申し上げたいと、このようにその条例のことについては今検討しておりますところではありますが、まず、事業の支援策としては、これまでもいろいろ御説明やお話を申し上げておりますが、あえてであります、宍粟市の産業資金の融資制度であったり、あるいは同利子の補給制度によって運転資金への支援、また商工会への助成によって事業者への経営改善であったり、安定化に向けた事業展開や指導を商工会としてもしていただいております、資金融資額も毎年増加しております。

ちなみに、平成28年度は43件、約2億円強を融資しております状況でありまして、そんな状況であります。また、新規創業支援についても、市がワンストップ窓口として支援業務を行うとともに、商工会であるとか、あるいは金融機関と十分連携をしながら、創業塾とか、創業相談を現在実施をしております、あわせて起業家の支援助成金制度によって創業の支援も行っておりますところでありまして、その創業塾の参加者も年々増加傾向でありまして、平成29年度におきましては20名の方が学ばれておるといふふうに聞いております、引き続きこれらの取り組みを進めることが、お話のあったように繋がっていくのではないかなあと、こんなふうに思っております。

しかしながら、いろんな統計の状況を見ておきますと、平成21年の工業統計、工業事業所数なんかを参考にしてみますと、平成21年は398件の事業所があったのに対して、平成26年には348件、それからまた特に商業、小売業のことです、商業統計による商業の事業者数なんかを見ますと、平成21年では644件あったのが、平成26年には457件と非常に数が激減しておると、こういう状況であります。特に、北部地域においては小売店舗が少ない状況というのは、もう明らかでありますので、今後お話があったとおり、必要に応じて制度の拡充等を十分検討しなくてはならないと、このように考えております。

じゃあ、拡充をどうするのかという具体的なことではありますが、まだ具体的にどうのというのはないんですが、例えばであります、地域であったり、業種を限定して、これまでのように、さらにそれに手厚くしていくという方策もあるのではないかなと、こんなふうにも考えております、今後、その制度の拡充について十分検討をしていく必要があると、このように考えております。

次に、ドームの関係であります。私ももちろんお話があったとおり、子どもから高齢者も楽しめて、さらに元気なまち、健康で生涯現役でと、これはもうそのとお

りでありまして、あらゆる施策を通じて市民の皆さんに元気で頑張ってくださいということは大事。その一つに、いわゆる全天候型ドームは非常に大いなる意味があるんじゃないかと、こういうことであります。当然、雨の日や雪の日や風、いろんなことがあるわけでありまして、ある意味のランドマークになるんだと、こういうお話だと思っておりますので、今既にグラウンドゴルフあるいはゲートボール、あるいは軽スポーツ、いろんな方々が幅広くいろんな形でやっていただいております。特に、夢公園とか、いろんなところでグラウンドゴルフをああいう形で一生懸命やっていただいて、元気で生涯を楽しもうと、あるいは仲間づくりをしよう、体力づくりをしよう、さらにまた地域で一緒になってとか、こういうことは非常にありがたいと思っております。

ただ、この山崎エリアを考えると、なかなか全てが屋外でプレーをされておる現状であります。旧山崎で見ますと、学遊館にああいうドームがあるわけでありまして、それとて今おっしゃったとおり、非常に距離の問題とか、いろんな問題もあると、こういうことも実態意見として聞いております。ただ、宍粟市全体を見ますと、今、屋内運動場というのは千種のエーガイアの屋内運動場と先ほど申し上げた学遊館のそういったところであります。

今後、これから市民の健康あるいはいろんな意味での生涯現役ということになりますと、私は先ほど申された全天候型のドームというのは私は必要だと、このように認識をしておるところであります。

あわせもって、御提案のありました例えばグラウンドゴルフと食事と宿泊施設、こういうことで、さらに経済効果もしながら考え成果も図れるんじゃないのと。まさにそのとおりでありまして、そういったことからすると、じゃあ場所は一体どこがいいのかということも含めて、私は今後の課題と、このように考えております。

それとあわせもって、御質問の中にその財源として目的税たる都市計画税を活用して、さらにその地域の活力ということですが、午前中いろいろな御質問に対しまして御答弁申し上げたとおり、現在、目的税につきましては、下水道の償還にと、こういうことでありますが、ただ、その財源を使うか、他の財源を使うかは別にしまして、私はこのドームについては必要なものとは考えております。ただ、今日の段階で、じゃあ、いつやるのというのは、なかなか厳しい状況ではありますが、可能な限りこれから早急に検討する中で、じゃあ、いつごろできる、目途はということについては、また別の機会、あるいはまたのときにさせていただくということで、今日の段階としては私は非常に必要な施設と、こういうふうに捉えておりまし

て、さらにまたそういう経済効果も波及したことも含めて、場所もということでありますので、そういう観点で今後検討していきたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

あとの1点につきましては、教育長より答弁させます。

議長（実友 勉君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 私のほうからは市内の公立3高等学校のことについての御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

御存じのように、市内の三つの高等学校は非常に広域な面積を有する宍粟市におきましては、高等教育を受けたいという地域の願いにより創立されたものであると、このように思っております。地域の文化発信の拠点となり、長年にわたり地域の経済であるとか、文化、こういうふうなものを担う人材を輩出してきたところでありまして、必要で、そして重要な役割を持っておりまして、今後におきましても同様と考えております。

一方、平成27年度からは「学びたいことが学べる高校を選ぶために」というふうな趣旨で、16ありました学区が五つに再編されまして、公立学校に自由に学区内で行けるというふうになったわけです。しかしながら、少子化の影響で、市内三つの高等学校につきましては、近年、入学者が定員に満たないという状況は御存じのとおりであります。いわゆる「定員割れ」という状況が継続しておりまして、大きな課題となっているということでもあります。

この課題に対しまして、それぞれ高校では特色ある教育課程や取り組みをしようということで努力されております。まず、紹介させていただきますと、山崎高校では、兵庫教育大学等と連携を深めまして専門的な知識とか技能、それから実践力を身につけたリーダーを養成するためということで、普通科教育類型というのを実践されております。それから、伊和高校では、年間を通じて地域の事業所でインターンシップ、労働体験を行うキャリア教育類型というのに今年度から取り組まれ、スタートされました。それから、千種高校では、御存じのように、千種中学校と連携型中高一貫教育に取り組むというようなことで、市内の三つの高等学校は、各学校ともに魅力ある教育課程を編成しまして、入学希望者を増加させようという努力を一生懸命していただいております。

市教委としましては、これらの高校の取り組みとか、教育課程とか、さまざまな状況、また情報を中学校を通じまして生徒であるとか、また保護者へ広く丁寧に紹介であるとか、周知するとともに、保・幼・園、また小・中・高連携、こういうも

のを進めまして、異年齢集団による多様な人間関係を生かした教育を地域全体で推進していきたいと、高校とともに進んでいきたいと、このように考えているところであります。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 6番、大久保陽一議員。

6番（大久保陽一君） ありがとうございます。一つずつ行きます。

最初の指定管理施設の運営についてなんですけれども、市としてこれからも収益の改善等を考えていきたいと。昨年度は大雪も降ったと。そういうので赤字の原因になっているんだろうということなんですけれども、この宍粟メイプルで聞きましたら、昨年ほどではないけれども、今年度も赤字の可能性があると。資金的にも冬場に行き詰まる可能性も出てきているという話です。宍粟メイプルの支配人だとか、常務だとかのお話をお伺いしても、本当に一生懸命いうんですか、何とかしようと、この波賀の地で波賀の将来のためにもこの施設を残して自分らはやっていきたい。雇用も守りたい、物品納入業者も守りたいと、本当にその思いがひしひしと伝わってくるんですよ。やっぱり最大の赤字の要因になったところは、話を伺う限り、ルート29号の通行量の減少と地域社会での人の減少、これが最大の原因じゃないかというお話だったと思うんです。実際、通行量も減ってますし、地域住民も減ってきた。その中でこの施設を残していくための方策として、もうちょっと細々したことではというんですか、発想を変えて臨まなあかんのと違うかなと思うんです。

さっき市長から答弁いただいて、ほかに振るのは心もとないんですけども、一遍産業部長はどういうふうに考えとるか、ちょっとそこをお伺いしたいんです。よろしくお願いします。

議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

産業部長（名畑浩一君） 大久保議員の提案に対しまして回答したいと思います。

私もやはり市が出資する第三セクター、伊沢の里、播磨いちのみや、宍粟メイプル株式会社はやはり地域になくてはならない存在だと感じております。それはやはり雇用の場であったり、産業の振興であったり、非常に重要な部分を担っております。そこに従業員の方が多く働いていらっしゃるわけなんですけど、残念ながら平成28年につきましては、先ほどの大雪とかの関係で大きな赤字を出してしまった。ただ、それを単年度で僕も解消するというのはなかなか難しいことだと思います。これも計画的にやっていかないといけないと思います。

それと、あと対策としまして、私、考えられるのは、やはり一つには、そこに働

く従業員さんの考え方とか、意識であったりとか、そういったところも少し見方を変えていくことが必要ではないかなと考えております。

今回の赤字につきましては、当然、赤字は悪いことですので、真摯に受けとめなければなりません。ただ、これは私はチャンスでもあると考えております。そういった意味では、職員また私たちも原点に戻って考えていかないといけない。

それと、あと、施設の改修といったところですけど、本年につきましても国の交付金事業を活用しまして、道の駅等の改修等も考えております。これは、やはり今のニーズに合った建物であったり、農産物の販売所であったり、トイレの改修であったり、こういったところもやはり今の時代の流れに合った、ニーズに合った改修、こういったことも必要であるんじゃないかなと考えております。

先ほど御提案がありましたように、発想を思い切って転換するといったところがありますけれど、具体的にはまだこういったことをお示しできませんけど、まずは職員、私たち、全てが意識を改革しまして、ゼロから、原点から臨む、こういったことが必要ではないかなと考えております。

以上です。

議長（実友 勉君） 6番、大久保陽一議員。

6番（大久保陽一君） 産業部長、ありがとうございます。今、産業部長のお話の中にもあった従業員さんをはじめこちらにいらっしゃる方の考え方も変えていくと。社会環境があまりにも変わってきて、人も減った、通行量も減ってきた中で、じゃあ、何の発想を変えているのかと言うたときに、僕は、これほんまにちょっとこっち側向いてよう言わんのですけれども、産業部長、こっち側向いて非常に言いにくいんですけども、市の幹部が経営者でええんかどうかというところも問うていかなあかんと思うんです。そこの発想を変えていく意味でも。こっち向いて言うたら叱られそうなんですけど、叱られるような感じがして目線も厳しいんですが。本当に副市長が市も大転換のとき、ものすごいこれから人口が減っていくことも予想されて、さっきの学校の話で少子化も進んでいきよる中で、ものすごい重責があるのに、片や指定管理のほうの代表取締役も副市長が兼ねているというのは、どうかなと思うんです。そこも考えるときが来とん違いますか。このメイブルの今回平成28年度のかかりの赤字を出したことを契機に、果たして指定管理の三セクに副市長が代表取締役であることがいいのかどうか。ほんまに心苦しいですけど、最後、副市長にちょっと一遍答弁いただけますか。

議長（実友 勉君） 中村副市長。

副市長（中村 司君） おっしゃるとおりだと思っております。私も一番最初の役員会に出させていただいて、今までそういう経過で就任することになっているということとなっております。しかし、そこで言わせていただいたのは、やはり経営の現場にいる者が社長を担うべきであろうと。今すぐにはできないでしょうけども、将来的にそうすべきであると。

それと、先ほどもありました赤字は去年だけでできたものかどうか、その部分も経営分析もしなければならぬ。それから交通量が減っているのは、以前からずっと減ってきておりますんで、同じような商売を続けていくということは、絶対衰退していく、新たな何かを見つけていかなければならぬ、そういうところの意識の転換とか、そういう部分について、やはりそこにいない者が名前だけでいいののかということとはちょっと投げかけさせていただいております。

ですから、将来的には独立採算で健全な経営ができるように、そういうような企業になっていくのが一番ベストやとは考えておりますんで、その辺経営改革等、今年度から何カ年かできていった上で、そういうふうな企業を目指して頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 6番、大久保陽一議員。

6番（大久保陽一君） 失礼なことも言うたんですけれども、ちょうどやっぱりこれだけの赤字が出たということは、転換するのに、変えていくのにいい機会にさせていただきたいというふうに、副市長、思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、中山間地における商業のあり方なんですけれども、今、市長のほうから商工会を通じての事業資金、融資の話と運転資金、商工会の支援とか、創業塾、起業家支援等々の話が出て、今こういう施策を市がやっているという話が出てきたと思うんですけれども、実際、商工会の職員を去年の12月までしていた者からしたら、なかなかこれではというところがあります。

何度も産業部長のほうに振って申しわけないないです。産業部長、これで小売り商業の衰退にある一定程度の歯どめと将来への方向性が出せると思われますか。

議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

産業部長（名畑浩一君） お答えいたします。この統計的なところなんですけれども、国勢調査の数値なんですけど、産業構造についてちょっと調べてみました。まず、第1次産業、第2次産業、第3次産業とあるわけなんですけれども、この第3次産業については、人数についてはそんなにまだ大きな変化はない、むしろ増えていると

いったような人口構造になっております。これはどういうことかといいますと、やはり逆に言うたら農業の部分とか、製造業の部分が衰退して、そういうサービス業であったりとか、そういったところに転換しているといった。いうことは、生産能力は一定確保できているんじゃないかなと分析いたしております。

続いて、総生産額なんですけど、これについては、少し残念なんですけれど、比較しますと1割程度総生産額というのは落ち込んでいるといったところで、やはり大久保議員が理解されているとおり、そういう商業とか、そういったところについては縮小しているといった状況が数字の上からは見れます。その中で宍粟市が今産業立地であったり、起業家支援等の制度を設けまして推進しているわけなんですけど、一定、僕はこの制度については効果が上がって見えてきているんじゃないかなと感じております。これは、県下といいますか、この西播磨地域で比べましても、こういった制度についてはかなり充実した制度の構築をしているのではないかなと。そういったところで、工業にしましても、起業家にしましても、農業といった部分、それから林業といった部分、こういったところについても人数の上では少し増えてきていると、こういったところだと分析いたしております。

やはり、こういうことを、これ3年ほど前から取り組んでいるわけなんですけど、制度拡充が一昨年あたりから制度を拡充してきているわけなんですけど、やはり継続して取り組む必要があるのではないかなと。これで十分満足しているわけではないんですけれど、継続して取り組むということは、一定成果が出てきている以上、やっていく必要があると。

あと、先ほども答弁あったんですけど、やはり重点的に例えば期間を区切るとか、業種を区切るとか、そういったところを重点的に取り組むといった、メリ張りをつけて運用していく、こういったことも考えられる手だてではないかなと、今のところ考えております。

以上です。

議長（実友 勉君） 6番、大久保陽一議員。

6番（大久保陽一君） 産業部長、ありがとうございます。産業全部と捉えたときに、ある一定のところは製造業も含めてそういう効果が出ている、今部長がおっしゃられたようにあると思うんですけれども、でも、事、小売り商業に関しては、本当危機的な状況になっています。

今回、問うておるのは、小売り、特に小売り商業のことなんですけれども、もう御承知のとおり、ガソリンスタンドがこれから北部中心に維持できるのか、山崎で

もそうですけれども。この鉄道のない宍粟市でいえば、1軒当たりの自動車の所有って、多分ほかの鉄道のあるところよりも多かったと思うんですよ。そこが高齢化の中で今免許の返納も含めて、それが進んできているときに、自動車の保有も減ってきたときに、果たしてこれで今あるたくさんの自動車の小売り業がこれから維持できるのかどうか、減ってくることも推測される。もちろん食料品も含めて、買い物弱者の対策もこれから問われてくると思うんですけれども、まず、今私が言うてるこの現実の生の商業の姿、市長もおっしゃられたいろんな施策、市として考えている、ある一定部門では産業部長がおっしゃられたように一定の効果が出ている。でも、実際現実の商業の状況といたら、僕が言うてるとおりやと思うんですよ、産業部長。そこをその肌で感じるギャップを僕は埋めておく必要があるん違うかなと思うて、今回この質問の中に入れておるんですけれども、実際のこの宍粟の中の小売り商業の置かれている状態というんですか、必死に事業をされている事業主はじめ高齢にはなったけども、この移動販売は最後までやろうとして一生懸命されている人、自分が行かなんだら、もうその地域のおじいさん、おばあさんも買い物ができんという現状がこの宍粟の中にあって、それでも自分を頼ってくれる人がおるから、何とか体が動く間はこの商売しようかと言うて踏ん張ってて、いろんな地域の買い物を含めて成り立つとる部分が多々あります。そこのこの現実にある姿と、当局が数字上でとった姿と、かなりのギャップがあると思うんです。このギャップを埋めておく必要があると思うんです。

さっき僕の前に会派を代表して今井議員が質問された中に、最後の4番目の質問の中で、福元市長が将来にわたる人材を育てるっておっしゃられたと思うんです。市の職員の将来にわたる人材を育てる。もっと地域に出ていくという意味で言えば、この肌合いの温度差を一遍この際僕は埋めとったらええん違うかなと思うんです。市の職員の中で、市の職員の若手で将来の商工や観光や、言うたらお金を生む部分ですね、市の中での。将来のこの宍粟市の役所の中でお金を生む部分を考える考えを託したいというぐらいな職員を、今のこの商業の厳しい現実を肌身で感じられる、高齢者の姿を肌で見て回れる、そういう職員にしておくためにも、市長、僕は市長の今の言葉も含めてですけど、1年間市の若手のホープを商工会に出向させて、1年間商業の現実を学ばせて、この市のほうに返したらどうかと思うんですけど、福元市長、いかがですか。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 大変ユニークな提案だと思います。いやいやユニークは言葉

悪いですが、画期的な提案だと思います。

ただ、いろいろ私自身も肌で感じて、実際行って、商店主の皆さんも特に高齢化になって跡継ぎがおらんがよ、わしがおらんようになったら、もうあと閉めないかん、そういう危惧をされている方々もたくさんいらっしゃいます。反面、先般、山崎のある商店街の若い人たちが出て、歳いった人も含めて一遍頑張りいやいと言うことで、いわゆる土曜夜店をやられた例があります。そこへ行ってみますと、わしはこれだけ2,000人から商店街に来ていただいて、久しぶりやったがよと。わしはまだまだ死ねんがよと、頑張らないかんと、どんぶり一つでもようけつくらないかんと、そういう方も若い人たちに刺激されて、そういう方もいらっしゃいました。しかし、トータルで見ますと、先ほどおっしゃったように非常に小売店を含めて商業という、いわゆるかつてからやられている方は疲弊している状況はゆがめない事実だと思います。

そこで先ほど申し上げたとおり、地域を限定するのか、あるいは業種を限定するのかわかりませんが、あるいは期間限定になるのか、有効な手段を考えて打つ手は打っていかないかんと。トータル的には別にしまして。このことは非常に大事だということ、このことは検討しなくてはならんと、こう考えておりますので、そのことは一遍知恵を出しながら、我々も含めて考えていきたいと、このように思っています。

また、有効な、これを一遍やってみるというのがあったら、是非お願い申し上げたいと思います。

あわせて、結論というか、1年間の若い人を商工会へということなんですが、これについては大変今日初めてお聞きしたので、本来ここでよっしゃって言いたいんですけども、なかなかよっしゃと言うわけにもいきませんので、少しこのとができるのかできないのか。効果があるというのは私は予測できるんですが、そういうことが本当にできるんかどうかも含めて、これは検討させてください。場合によってはできないかもわかりませんし。ただ、そういう新たな発想の中で今日の状況を打開するために、何かを打つことを考えと、こういうことだろうと思いますんで、そういう観点で今後取り組みを進めていきたいと、このように思います。

議長（実友 勉君） 6番、大久保陽一議員。

6番（大久保陽一君） 市長、ありがとうございます。基点を変えて、僕も今この市の若手のホープを1年間商工会へ出向というのは、別に商工会と相談もしてのうて言うてるんで、案としてね。是非ね、いや、だめですということやなしに、可能

なんかどうかということも、商工会とよう詰めて話していただいて、それがええなと思うたら、来年から1年間やっていただけたらというふうに思いますんで、是非検討してください、よろしくお願いします。

続きまして、公立高校の3校の存続に向けてです。教育長のほうからも必要で重要やと。今それぞれの3校がそれぞれ特色を出して、千種高校だったら連携型中高一貫教育だとか、千種高校は最近食事も出ているということをお伺いしたり、伊和高校もキャリア教育類型が行われたり、それぞれの高校が本当に存続をかけて子どもの確保に努力されている姿、本当によい見聞きします。

それと、中学校の先生に聞いたたら、やっぱり地元の高校に行ったら、それぞれ伊和高校も千種高校もすごく丁寧に学校で教えてもらえて、送り出す先生にとったら安心やと。地域社会にとっても伊和高校がなくなるとか、千種高校がなくなる姿を想像するだけでも、まちの姿が、色が変わるといふか、ころっと変わってくると思うんですよ。この問題は県教委だけの問題、県教委のほうにお願いしとくということじゃなしに、この宍粟の地域の中で、これは本当にこの3校の存続が要るんだということを真剣に考えていって、実際の効果ある手だてをそれぞれの学校で努力されていることの努力を無駄にせんためにも、やっていく必要があると違うかなというふうに思うわけなんです。

今で言うたら、市外に約4割の子どもが出ていく現状があったときに、僕も自分の子どもが大きくなったんですけども、子どもをほかのところへやっていたことが、宍粟市からほかに出て子どもが寮で暮らすという子育てをしていたもんで、その自分の後悔も含めてやっぱりできるだけ子どもらは18までは親元から通わせてやるほうが子どもの勉強も含めてよかったん違うかなと思うんです。やっぱりお母さんが夜食をつくったりする環境の中で、離れた寮におけるよりもよかったん違うかなと自分の後悔も含めて思うわけなんですけど、そのためには、龍野高校だとか県立大学の附属高校に行きよる子どもが、龍野高校、県立大学附属高校に行かなくても、山崎高校で十分、自分の夢が、親の願いがかなう高校に変われば、6割じゃなしに、これが7割、8割と地元に残ってくると思うんです。県教委のことなんか知らないんですけども、そこにもあえて将来の宍粟市の絵づらを考えたときに挑戦していくべきじゃないかと思うんです。

その一つのヒントになりはせんかなと思うのが、京都の堀川高校、堀川の軌跡ってテレビでもやられたそうです。京都は京都大学はじめすごい進学校が、有名大学がある中でほとんどそれが私学が京都は占めているそうです、高校の。その中で堀

川高校という公立高校がものすごい短期間で、言葉間違っているかもしれないんですけど、そんなに進学校じゃなかった高校が一気に進学校に変わっていったらしいです。テレビでも取り上げられた。もしそれが可能かどうかということもわからないんですけども、そういうことが可能で、龍野高校とか外に行っている子どもを山崎高校でとどめることができたときに、僕はとりあえず近々のすぐ3校から2校になる、1校になるということじゃなしに、3校の存続ということも見えてくると違うかなというふうを考えるわけなんです。

もし、そういうことが可能だったら、そういうことを検討する余地があると思うたら、来年度の予算にでも、ちょっとその調査研究費を置いて、そういう地域社会を守るための公立高校3校の存続というのもちょっと調査してみる必要があるんじゃないかというふうに考えるんですけど、いかがですか。

議長（実友 勉君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） まず、地元の高校へというふうなことは、もうこれ何年も前からそういうことを学校でも取り組んでおるわけですけども、なかなかそれが難しく、龍野や県立大学やまた龍野北校への進学が先ほど御指摘あったように40%ぐらいいるというふうなことなんです。

その中で、先ほども言いましたように、高校がそれぞれ独自の非常に特色ある取り組みで御尽力をいただいておりますが、特に平成27年以来、選べる学校、自分の行きたい学校を自分で選んでいくということが非常に県教委も強く打ち出してきました、その部分が非常に難しくなっているわけです。

もう一つ、県教委との話を私もするわけですけども、現在の時点では市内の三つの高校を統合とか、閉鎖する予定はないという言葉はいただいているんですけども、市内の三つの高校の一学年の定員が400（後日訂正発言あり）人なんです。400（後日訂正発言あり）人なんです、今年の中3から400（後日訂正発言あり）人を割っておるんです。ということは全部が行っても定員に満たない状況が生まれてきているということで、今後存続の要望等はしていくんですが、果たしてこれがどのように県教委が判断するのかなというのが非常に心配な部分があります。

それと、高校へ行くことについては、私たちは公立の市のほうなんで、県立への口出しはなかなかできんわけですけども、高校の校長先生と教頭先生と市内の三つと山の学校も含めて今年で8年目になるんですが、毎年6月に情報交換会をしております、高校からも何とか市内の高校に通わせてほしいという要望もありますし、こちらとしても中学校側からいいますと、もっと成績を上げて、また部活動を特化

して強くしていただくとかの要望を出し合ったりしながら取り組みを進めているわけで、調査費というところまではちょっと今予定はしてなかったんですけども、それはまた今後考えるにしまして、高校との連携をしっかりとっておりますので、そういう今いただいた意見等も今後も高校と話し合いの中でかなり突っ込んだお互いに話ができるようになっておりますので、提案したり、意見を交換したいというふうに思っております。

議長（実友 勉君） 6番、大久保陽一議員。

6番（大久保陽一君） 教育長、ありがとうございます。やっぱり福元市長もおっしゃられるこのダム構想の中で、この三つの高校の中の一つが欠ける、二つが欠けるいうたら、全体のイメージからいうたら、言葉間違ってるかもしれんが、ダムは決壊したんと違うかなというぐらいの捉え方になると思うんです。だから、今教育長がおっしゃられたように、懇談、意見交換だけじゃなしに、そこからなおかつ越えていって、何とかならんのかと、どうしたらできるんかいうところまでね、是非、ここではそら調査費をつけますとか、そういうことにはならんと思うんですけど、そのこと、調査費も含めて一度検討していただけたらというふうに思います。お願いします。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 特に3校の存続というのは、私ども当然の願いでありまして、仮に一つでも欠けるとダムは決壊して水が小さな穴から大きな穴になってくる、こんなことも想像できます。

したがって、今現在、いろんな形で何とかということで、条件整備を我々側としてやっている。例えば先ほどおっしゃったように、千種高校では給食を提供しようと、少し特色を持たそうということで学校給食を市として提供しておりますし、それから公共バスをできるだけということで、交通のことについても定期代を安くして、市外からも来やすい状況をつくっていかうと。こういう条件もしながら、可能な限りそれぞれ学校も努力していただいておりますので、ある意味の条件整備は我々やっていかないかと、このように思っております。

しかし、それかててなかなかおぼつかない状況もありますので、果たしてこれからの高校のありようについて、先ほど教育長が答弁申し上げたとおり、高校といる中学校との連携の中でそれぞれの話し合いもあるようでありますので、私の立場として、そこへ政治的に加われるのかどうかは別問題として、市をこれから守っていくという観点で、可能な限り議論にも加わる中で、意見も申し上げていきたい

と思いますし、お互いに知恵を出していきたいと、このように考えております。

そういった意味で今後議論する中で、費用が要するのか、要らないのか、費用が要るのであれば、また議会にも御相談申し上げて、必要な予算については当然皆さん方と協議していきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（実友 勉君） 6番、大久保陽一議員。

6番（大久保陽一君） 教育長、市長、ありがとうございます。

次に、4番目なんですけれども、全天候型ドームについてです。これはもう先ほど市長のほうから答弁いただきましたように、市長も必要だと認識していると。場所は今後の課題としていると。ドームは必要やということも考えているということなんで、都市計画税の話は出したんですが、そこも含めて市長のほうでまた進めていっていただけたらというふうに思います。

福元市長の暮らしをつくるという市長が書かれとう中で見ても、スポーツのまちにしますという市長の掲げているお話にもマッチするし、ちょうど昨夜、8時から9時ごろに、僕の知り合いのグラウンドゴルフが大好きなお母さんから電話がかかってきて、今日来たかったんだけど、行けんのやと。今日の時間、しそチャンネルもお医者に行っていないんで心配なんや言うて、頑張っってよって言われとったんです。最後まで粘るよとにと言われておったんですけれども、もう市長の今のお言葉をいただいたんで粘る必要もなかったかなと思うて、今晚電話でも気よう入れることができるなと思うてますんで、是非議題にのせて、いい場所で、いいものができるように、市長、よろしくお願ひします。時間4分余ったんですけれども、これで一般質問を、市長、何かあったら最後に言うていただけたらと思うんです。なかったらこれで終わりますんで、お願ひします。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 冒頭申し上げたとおり、健康で元気で皆さん方が生き生きとして生涯現役でという意味においては、ドームというのは非常に大いなるランドマークになると私も思っています。今後、場所や、いつやるのか、そういったことも含めて十分内部で詰めて、またいずれかの段階で議会とも十分協議をさせていただきたいと。ただ、やるという方向については私は何ら、そのとおりでありますんで、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議長（実友 勉君） これで、6番、大久保陽一議員の一般質問を終わります。

午後3時まで休憩をいたします。

午後 2時42分休憩

午後 3時00分再開

議長（実友 勉君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、山下由美議員の一般質問を行います。

3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 3番の山下です。一般質問を行います。

生活保護制度について行います。

生活保護制度は、憲法25条が保障する生存権を具体化したものであり、生活保護制度を利用することは権利です。生活保護制度を利用しておられる人たちの多くは、さまざまな生きづらさを抱えておられます。困窮をする可能性は全ての市民が持っており、現在は生活保護制度を利用していなくても、いつ必要になるかわかりません。生活保護制度が必要になったとき、最後のセーフティネットとしての生活保護制度をすぐに受給でき、福祉事務所のケースワーカーが、その人の困難や障がいに関わり添い、福祉的な支援を行う。そんな宍粟市であれば、全ての市民が安心して生活できる、そのように考えます。

生活保護が必要な人に、すぐに申請、受給できるようにしているか。

生活保護を必要とする65歳未満の人たちに、就労による自立を強要してはいないか。

生活保護を必要とする人たちの生活を支えるためには、福祉的な専門性や経験はもちろんのこと、生活保護法や生活弱者を保護するための関連法令を熟知していなければならない。今できているのか。

ケースワーカー1人当たりの担当世帯数は。また、人手不足、業務過多の状況になってはいないか。

女性の生活保護利用者の場合は、女性のケースワーカーが家庭訪問など支援を行うべきであると思いますが、現状はどのようになっているのか。

生活保護利用者と担当職員の関係は、相互の信頼と尊敬が必要であると考えております。生活保護利用当事者の声を聞く機会を設けてはどうか。市長の考えを伺います。

宍粟市民が生活に困ったとき、生活保護制度を利用して生存権を保障できるように、相談しやすい内容の広報、パンフレットなどにする必要があります。宍粟市の生活保護の広報は適切なものになっているのかどうか。

続いて、子ども・若者支援について質問をさせていただきます。

平成22年4月1日に、子ども・若者育成支援推進法が施行されました。その背景には、労働市場の不安定化による非正規雇用の増大、学校や労働現場での厳しい競争の中で自己肯定感を失い、社会的ひきこもりや障がい、貧困、生活苦に直面する若者が増え、問題が深刻化してはおりますが、支援体制が不十分であるということが挙げられます。法が施行して7年が経過しております。宍粟市の取り組みは進んだのか。具体的な説明を求めます。

宍粟市においても、学校時代から青年期にかけて、あるいは就職してから、自尊感情を著しく喪失させられ、ひきこもり状態に置かれている若者が多くいらっしゃいます。どうすればいいのかわからない不安や孤独の中で、本人も御家族も生活しておられる。子ども・若者育成支援推進法では、自治体における子ども・若者支援地域協議会の設置が努力義務として規定されておりますが、宍粟市は協議会を設置するのかどうか。

協議会を設置して、社会生活を送るのに困難を抱えておられる子どもや若者に対して、さまざまな機関がネットワークを形成して、それぞれの専門性に応じた適切な支援を継続して行っていかなければならないと考えますが、市長の考えを伺います。

以上です。

議長（実友 勉君） 山下由美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、山下議員に大きく2点いただいておりますので、御質問にお答えを申し上げたいとこのように思います。

まず、生活保護制度についての御質問であります。この制度は、資産や能力等全てを活用してもなお生活に困窮する方に対して、困窮の程度に応じて必要な支援を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度であります。

先ほど来、いろいろお話があったとおりであります。宍粟市におきましても、生活保護の相談、要否の決定、保護開始後の生活支援、さらに就労等による自立支援など、関係法令に則して適正な制度の運用に努めているところであり、保護受給者との信頼関係を構築しながら、それぞれの状況に即した支援に努めておるところであります。

なおまた、具体的な多くの御質問いただいておりますので、後ほど担当部長より

それぞれお答えをさせていただきたいと思います。

次に、子ども・若者育成支援推進法関連の支援体制についての御質問であります。まず、1点目の市の取り組みについてであります。この法は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援を行い、全ての若者が持てる能力を生かし、自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指すための取り組みを推進するものであります。

宍粟市においては、そういったことも含めたまちづくり、地域づくりに取り組んでいるところであります。公助としての直接的な施策としては、教育・保健・医療・福祉等の個々の施策推進において連携し合い、ケースに応じ、より有効な支援となるよう、取り組んでいるところであります。

2点目の協議会設置についてであります。宍粟市では、現在のところ、義務教育期間は、教育部による各種の取り組みを行っており、健康福祉部の事業においては、ひきこもり対策や生活困窮者支援、あるいは障がい者施策等を実施する中で、関係各所が連携を行っており、現状では協議会を設置する予定はありません。

なお、協議会は設置する予定はありませんが、今後も関連機関と十分連携を持ちながら、支援を継続的に進める中で、課題に対しては、現状の体制の中で対応が可能と、このように考えております。

後ほど、具体的なことにつきまして、さらにまた担当部長よりお答えをさせていただきます。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） それでは、私のほうから、生活保護の個別の質問につきましての答弁をさせていただきます。

まず、1点目の生活保護が必要な人がすぐに申請・受給できるようにしているのかという質問についてですが、生活に困窮されている方などから、生活保護について相談を受けたときは、まず、その制度や仕組みなどにつきまして十分な説明を行い、その上で保護の開始の意思を表明された場合につきましては、申請が速やかに行われるように支援を行っております。

また、生活保護の開始につきましては、資産の状況や、扶養義務者による扶養の可否など必要とされる調査を経て決定されるものでございます。

しかし、現にライフラインに支障を来しているときなど、緊迫した状況が認められる場合につきましては、これらの調査結果を待たずに保護決定を行うなど、迅速な支援に努めております。

次に、就労による自立の強要はないかという御質問ですが、生活保護を受給されている方につきましては、個々の援助方針に基づき、さまざまな就労支援を行っております。このことは、働ける方が、その能力に応じて働き、自立に向けて努力をしていただくための支援であり、議員が御指摘されております「自立の強要」といったものではありません。

次に、担当者の専門性等についての御質問ですが、現在、生活保護の担当部署に社会福祉士の資格を有する正規職員3名をケースワーカーとして配置し、業務に当たっております。また、そのうち2名は経験7年以上のキャリアのある法令を熟知した職員であり、職員相互が補完しながら組織的に業務を推進しているところでございます。

次に、ケースワーカー1人当たりの担当世帯数等についての御質問ですが、平成29年8月現在の宍粟市の保護受給世帯数は、138世帯となっております。先ほど申し上げましたように、現在、3名のケースワーカーで業務に当たっておりますが、1人当たりの担当は平均46世帯となっており、特にケースワーカーに不足を来しているという状況ではないと認識をしております。

次に、女性のケースワーカーについての御質問ですが、現在、女性ケースワーカーの配置はございませんが、生活保護世帯への訪問等で、女性職員の同行が必要であると判断した場合におきましては、担当部内の女性保健師等により対応をしております。

次に、生活保護を受給されている当事者の声を聞く機会についての御質問ですが、生活保護を受給されている世帯に対しましては、現に担当ケースワーカーが定期的に世帯訪問を実施し、生活状況の把握に努めるとともに、保護受給者の方の声を聞きしながら、生活全般に係る相談支援等を行っているところでございます。このようにケースワーカー業務の中で、保護受給者の方、お一人お一人と信頼関係を構築していくことが、何よりも肝要であると考え、努めているところでございます。

次に、生活保護制度の広報についての御質問ですが、現在、本市におきましては、生活保護に至る前のセーフティネットの構築を目指し、生活困窮者自立相談支援事業を中心に庁内関係部局や社会福祉協議会、民生委員児童委員などが連携し、生活に困窮されている方、また困窮するおそれのある方の早期発見、早期支援に向けた取り組みを進めているところであります。

まずは、この自立相談支援事業について広く周知を行っていくことで、生活に困窮されている方が抱える課題が、複雑化、長期化する前に、支援を実現していき

いとこのように考えております。

なお、生活保護制度の広報につきまして、パンフレットの作成は行っておりませんが、生活困窮者対策同様、各種関係機関や各地域の民生委員児童委員等への周知に努めており、行政はもとより、地域の社会的ネットワークを通じて救済し得る状況が最善と、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） それでは、生活保護について再質問をさせていただきます。

宍粟市の平成28年度末のこの保護率というのは、これ、当局から資料をいただいたところ0.50%、そのように伺っております。

そこで、国の社会保障審議会の資料によりますと、これは平成29年度2月時点の全国平均保護率なんですけれども、1.69%となっているんですね。そこで、宍粟市は非常に保護率が低い水準にあるのではないかなと。保護が利用しにくい現状にあるのではないかなと。いかがでしょうか。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） この国の保護率からしますと、宍粟市の保護率は確かに低いところにあると、このように言えますが、必ずしもこの数字が宍粟市の保護が受けにくいというものではなく、それはしかるべく支援をするなり、そうした上での数字である、このように認識をしております。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） そこで保護を利用したいというふうに相談に行かれた宍粟市民の現状、これも資料を当局のほうからいただきましたので、これを見ても、平成28年度には、生活保護を利用したいという市民からの相談75件ありました。そのうち相談しましたが、47件は申請すらできていません。そして、何とか申請にたどり着いたその28件のうち、本当に保護が開始されたのは18件、10件は却下、取り下げられているというような現状であります。保護の相談に行くということは、やはり、よほど生活に困った状況にある、そんなふうに想像できるのでありますが、75件、本当に困った人がおられて相談に行かれて、実際に保護利用が18件。これでも保護が利用しにくい状況ではないというふうにお考えなんですか。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） ただいまの御質問でございますが、必ずしも生活を維持していくために生活保護というものではないと思います。そういった中で、ま

ず、最低限度の生活の保障と自立自重という、そういう目的がある中におきまして、給付という社会保障機能を持つ生活保護、それも大事なんですが、やはり自立されることを支援していくという、これも大切かと思えます。その中で就労支援なども行っておるところでございますが、それでもなお、生活保護ということになるわけなんですが、その中でもやはり、条件の中で資産あるいは能力、扶養義務者、また、他方の施策を活用するという、そういう条件がございます。それらをいろいろと審査していく中で、これは却下ということではなく、必ずしも生活保護を受けられなくても何とかまだ生活がそれぞれでできるという、そういうふうな判断の中で却下しているわけではなく、そういう条件を満たされた段階で、また生活保護の受け付けをさせていただくという、そういうふうな考え方で今対応させていただいておると、私はそのように認識しております。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 生活保護制度なんですけども、これは国家責任で生存権を保障するという制度なわけでありまして、もちろん御存じということをおっしゃっているんですけども、自治事務ではなくて国からの法定受託事務ということで、宍粟市の生活保護の実質的な財政負担なんですけども、保護費の4分の3は国が負担、また、4分の1の自治体負担分も財政が足りないという場合、総務省から地方交付税でカバーされるというような制度であります。

そこで、私はもう少し、本当にその市民の生活状況、そのようなことをしっかりと把握して、もっと保護が利用できるように考えるべきじゃないかなと思うんですね。

それで、先ほどの保護が受けられなかった、相談に行っているのに保護が受けられなかった平成28年度の相談者47件、この人たちの生活、今守られているようなことを言われましたけれども、実際に保護以外のどのような社会保障制度に繋がられたのか、また、どのような医療費、介護保険の減免制度に繋がられたのか。そして、それを実行して、その保護が利用できなかった人たちの生活、今しっかりと命を守れる生活ができていのかどうかということをお尋ねします。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 私も4月にこちらに参りまして、生活保護のケース会議、大体週に1件から2件対応させていただいております。その中で、個別のそれぞれのケースを対応させていただいておる中で、本当に今日もう食べるものがないんだという方も実際におられまして、職員が家から野菜を持ってきたりして、そ

の日の夕食の対応をさせていただいて、すぐそこで決裁をしまして、保護開始に繋いだような例もございます。

かといえば、逆に、非常に困っておるんだというような相談の中で、いよいよいろんな資料等を見ておりますと、貯蓄が70、80万円あるであるとか、自動車をお持ちであって、それが処分すればかなりのものであるとか、それから親族がおられるけども、今ちょっと個人のほうで生活をしてくれというようなことで、支援が受けられていないけども、ちょっと落ちつけば支援をしますよというような例もございました。

そういう中で、やはり、今議員がおっしゃいましたような中で、75件という数字が出たんじゃないかと思います。

国の制度の中で、やはり四つの基本原理ということで、生活保護は申請保護の原則、基準及び程度の原則、必要即応の原則、それから世帯単位の原則という、この四つの原則を基礎にこの生活保護を決定しております。

宍粟市の担当者が独自でそういったところを判断してするものではございません。きっちりとした必要な方には、必要な措置を講ずるという考え方でさせていただいております、その方その方が本当に今夜から食べるものもない、明日から生活する場所もない、そのような例は今のところ私はないと、このように確認をしております。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 私も保護を必要とされている、本当に一生懸命頑張っておられる方と福祉事務所のほうへ行かせてもらったことがあるんですけども、やはり、その保護は利用しにくいという実感なんですね。確かに、この保護率これにもあらわれているんですけども。そこで、相談された方47件、この人たちが生活大変だろうなあ、どうされているのかなというふうに、非常に心配をするわけなんでありませう。

次の質問をさせていただきたいんですけども、また、この社会福祉課からいただいたこの資料を見てみましたら、平成28年度末における宍粟市の保護を利用しておられる人たち、この保護を利用しておられる世帯136世帯、人数にいたしまして184名の方が利用されていますが、高齢者世帯が49.3%、全体の半数近くを占めているわけなんですね。この原因はどのように分析しておられますか。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 高齢者の率というところでございますけれども、半数が高齢者世帯であるというこの現状は認識しております。細かい分析というところにつきまして、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、この間のケースにかかわったところでいきますと、やはり、高齢者世帯で宍粟で生活されておって、子どもさんがまちのほうに出て行かれて、もう音信がないとか。あるいは、おられるところはわかるんですが、支援が受けられないとか、あるいは御夫婦で年金生活をされておったんですが、一方のお連れ合いさんがお亡くなりになって、生活の維持ができなくなるとか、そういったことで、いずれも高齢者世帯の保護につきましては、やはり孤立になりつつあるような、そういう現状が宍粟市でも増えているんじゃないかと、このように今私は判断しているところでございます。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） その高齢者がおひとり暮らしになられて生活ができなくなるという、その根本原因は、やはり高齢者の年金の給付水準が非常に低い、ここにあると思うんですね。そこで、食べたいものも食べず、欲しいものも買わず、旅行にも行かず、つましい生活を続けていたとしても、病気になったら医療費用、あるいは介護費用がかかってくるわけなんです。

そこで、本当につつましい生活をしながら蓄えた貯金、これをずっと出していかれるわけなんですけれども、もしもこの病気の治療をする間、あるいは介護を受けている間、この貯金がなくなってしまったらどうしたらいいんだろう、もう生きてはいけないのではないかというふうに心配される方、本当に多いわけでありまして。そういうときに、やはり生活保護の中の介護扶助、医療扶助、これらを利用して自己負担金がかからないようにする、これをすぐにその人たちの話を聞きながら実行するということが大切なんじゃないかなと。そして、回復されるまでの間、生活保護を受けることができるというように、ケースワーカーの人には、その御高齢の方に寄り添っていただきたいんです。そういうことはできておりますか。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 今、山下議員のおっしゃられたこと、私も最近のケースの中から理解しておるところでございます。

必ずしも生活保護を前提とした事態に陥るまでに、実は介護の担当の保健師であるとか市民局の保健師などでは、そういった高齢家庭にもいろいろとかかわりをさせていただいております。そういう中でケースごとにどうしても入院であったり、

老人施設のほうでお世話になるような事態が生じた場合に、今、議員がおっしゃったようなお悩みを抱えておられるような例も実際にございます。そういったときには、この制度であったり、また医療介護の部分であるとか、そういう介護費、そういったところの制度も説明をしながら、究極保健師も交えたケース会議の中で、そういった事態が想定されるので、間もなくそういうことがあるのでというようなところで、社会福祉課のケースワーカーとも情報交換をしながら、次の段階に備えての対応も取らせていただいておりますので、必ずしもケースワーカーだけでなく、それぞれの保健師であったり、相談員であったり、そういったところとのネットワークで対応させていただいておりますので、また、そういうことがございましたら早目に御連絡をいただけたらと思いますので、お願いいたします。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） そのネットワークも大切ですし、そして、まず直接かかわるケースワーカーさん、この方のしっかりした専門性、また、高齢者の本当の生活がよくわかっておられる方というのも必要ではないかなということを目指しておきます。

次に、続いて、生活保護を受けておられる方で障がい者世帯が14.7%、傷病者世帯が11.0%を占めておるわけなんですね。私は、今現在、生活困窮者自立支援法等もできまして、就労によります経済的自立を強要している側面があるのではないかなと、そんなふうを感じとれるわけです。その生活保護法の目的として、確かに自立を助長というのがあるんですけども、ここで言われています自立の概念、これには二つの考え方があるわけなんです。

まず、一つは生活保護を利用せずに生活するという意味での自助、就労による経済的な自立。そして、もう一つは、これは憲法13条により保障される人格的自立権という考え方から来るわけですが、生活保護やほかの社会保障を利用しながら日常生活の中で主体的に自らの生活を営むという形での自立。この二つの考え方があるわけなんです。

そこで、私もケースワーカーさんとお話をさせていただく中で、今、宍粟市では、この一つ目の自助就労による経済的自立のみ目指しておられるんじゃないかなと疑われるようなところがあるんですけども、いかがでしょうか。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 失礼します。今、山下議員のほうも御承知かと思いますが、市内に今、就労支援事業所がたくさんございます。そういったところで、

この生活保護を受けながら就労支援事業所にお勤めの方もいらっしゃいます。そういったときの収入が、また生活保護にもかかわってくるわけなんですけど、やはり、そこは今、議員がおっしゃいましたように、経済的自立のみではなく、人格的自立というところで就労するという、そういうところにもこの目的があるんじゃないかと私は考えているところでございます。

自立の段階で、就労の強要というようなことも先ほどあったわけなんですけど、それは、やはり社会的な中で自立されるために、その個人個人に応じた自立のための就労ということで進められておるところでございまして、それを必ずしも経済的な自立を強要するものではございません。それは、ケースワーカーが個々の相談者の方に寄り添いながら、相談しながら、そういった提案もさせていただいたり、事業所の紹介もさせていただいておる、そのように私は考えているところでございます。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） それでは、お尋ねしたいんですけども、生活困窮者自立支援事業の中の自立相談支援事業、これにおいて生活保護を申請して、保護を利用しながら自分らしい主体的な生き方を目指していくことも自立ですよと言って、生活保護申請のための助言等をどのくらい行っておられますか。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 今の山下議員の件数につきまして、今、手元に数がございますので、また調べて答弁させていただきたいと思っております。報告させていただきます。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） では、次に移りたいんですけども、やはり、生活保護を必要とする人たちの生活を支えるためには、専門性というのはすごく必要だと思うんですね。

そこで、先ほど、今3名の方、ケースワーカーがおられて、そして、その社会福祉士、この資格を持っておられるということでしたけども、ケースワーカーさんで今、各自治体で社会福祉士3名もいらっしゃるというところって、本当に珍しいぐらいすごいんですよ。社会福祉士3名いらっしゃるということでもいいわけですよ。

そこで、あと精神保健福祉士の方はいらっしゃいませんか。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） そちらについては、今配置がなかったんじゃないか、ちょっと記憶が定かでございます。申しわけございません。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 決して疑うわけじゃないんですけども、その社会福祉士というのは、非常に珍しいんですね。社会福祉主事というようなことではないのかなとか、そうでないとしたら、本当に宍粟市はすごくすぐれているなというふうに思うんですけども、そういうふうに理解しとっていいんですか。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 社会福祉士ということでお願いいたします。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） そうしましたら、本当に宍粟市は国家資格である福祉の専門家、社会福祉士のケースワーカーが3名いらっしゃる。これは本当にすごいことだなと思います。

それと、また、社会福祉法16条が求めるケースワーカー1人当たりの標準数、これが80世帯にもなっているんですよね。ほかの本当に人口の多い自治体では100世帯を超えているところなんかもあるわけなんですね。ところが、宍粟市は1人当たり46世帯。本当に一人一人に対してよい支援ができるのではないかなと、それを行わなければならないんじゃないかなと、私はそんなふうに思ったんですね。

そこで、今、実際にこういった生活保護の利用が必要な方とともに相談をさせてもらったことが何回かあるんですけども、その専門性が発揮されていない。発揮しようにも発揮しようがないのか、何か原因があるのかどうかわかりませんが、実際に、例えば、何らかの障がいを持っておられる方たちの生きづらさに寄り添って、そして、ともにどうすればいいか考えていく、その中で生活保護のもちろん支給をしながら、より豊かな生活をしていく、私が言いました先ほどの2番目の自立なんですけど、それができているようには思えないんですけども、部長の認識はいかがですか。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 今、山下議員がおっしゃられた方、実際そのように感じられたということなんですけども、私は常日ごろこのケース会議においても、やはり、そのあたりは機械的に判断するものではなく、それぞれ個人の状況に応じて寄り添って、これは判断していくものであるというようなこと、そういう考え方で職員にもお願いしているところがございますし、それは、個人的にそのようにお考えになったかもなんですけども、私ども宍粟市のケースワーカーにつきましては、個々の状況にきっちり寄り添って対応しているものと、このように考えております。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） それにしては、保護率の0.50%という非常な低さが寄り添えているのかどうかと、本当に必要な人に行き渡っているのかどうかと。何らかの障がいを持っていても、とりあえず就労できませんかと。そういったことを全く専門性のない感性で感じておられるようなことがないのかなと、そんなふうな不安を感じるわけであります。

今のこの日本の社会の情勢なんですけれども、1990年代から2000年代の前半にかけて、財界経営者団体の経営戦略に沿った形で労働者派遣法の改正など、労働法制の規制緩和が進められて、今、低賃金で不安定な就労形態の非正規、正社員でない労働者が本当に急速に増えておるわけであります。

2015年11月現在の総務省の労働調査によりますと、非正規労働者は全労働者の4割を占める。また、女性では就業者の半分以上、若年層では半分が非正規、正社員ではない労働者というような社会的な状況があるわけであります。

このような状況でありますから、今、本当に急に仕事を失った、あるいは病気になった、障がいを持ったとなりますと、本当に貯蓄など状況でありますので、たちまち生活が困難になるわけです。

そこで、本当に思ったことですが、宍粟市は社会福祉士の資格を持った国家資格職員ケースワーカーさんが3名いらして、そして、1人当たりの担当の世帯数が基準の約半分、こんな状況なら本当に一生懸命その人に寄り添おうと思えばやっていけるのではないかなと。人口が大変多いところといたら、本当にケースワーカーさんの人たちも椅子に座る間もなく働いておられるわけなんですけれども、今、この宍粟市、人口が少ないからこそ丁寧な援助ができるのじゃないかなと。宍粟市のよさが発揮できるんじゃないかなと。私はどんな生活に困っても豊かに生きていけるまち宍粟市ということで打ち出せるんじゃないかなと、そんなふうに本気で思ったんですけど、部長いかがですか。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 先ほどから宍粟市のケースワーカーは手厚く配置をしておるといふふうに議員のほうから評価をいただいておりますようにお聞きするんですけども、これは生活保護を受給されている世帯数に対しての数でございます、担当ケースワーカーは相談業務もございますし、また、この生活保護の受給に至らないいろんな支援、その他の業務もございます。そういった中でのことございま

すので、46世帯の方に始終べったり張りついて相談させていただいているわけではございません。そのあたりのところは御理解いただけると思うんですけれども。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） もちろん、先ほど部長が言われたのは、ケースワーカーさんの仕事でありますので、当然理解しております。それをわかっていて先ほどの質問をしたということを理解していただきたいと思います。

続いてなんですけれども、女性の生活保護利用者の場合、これは女性の保健師さん等が同行することもあるというふうにおっしゃられたんですけれども、それは、女性の生活保護利用者の方が、ちょっと男性の職員にひとり暮らしのところに家庭訪問をしてもらうのはちょっと、この生活保護を利用することになったのがDV被害とかに遭ったことなので、できたら本当に男性の職員ではなくて、女性の職員に来てもらえないですかと言われた場合のケースなんでしょうか、お尋ねします。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 先ほども申し上げましたが、例えば、生活保護に至る前から、以前からケース等でいろんな保健指導であったり、介護の相談等で保健師がかかわっておるような場合もございます。そういった場合は、もうそのまま担当保健師のほうがケースワーカーと一緒に相談に入らせていただく場合もございます。

それから、今、議員がおっしゃったようなケースもございます。また、その状況に応じてこのケースについては、やはり女性が一緒に対応させていただいた方がいいというようなときには、その都度保健師なりが対応させていただいておるところでございます。

それから、本年度から社会福祉課内に、生活困窮者の自立支援事業に係る女性相談員1名を配置しておりますので、場合によっては、今後、こういった職員のほうもこのケースに対応させていただくような、そういう対応をとっていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 今までに女性の生活保護の利用者の方に女性の職員が同行というか、したケースが何件くらいあったのか。

また、女性の生活保護利用者が女性の職員の家庭訪問を希望すれば、しっかりと応じてもらえるのかどうか、もう一度再確認しておきたいなと思います。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 女性の動向の件数については、ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後日、また報告をさせていただくということによろしいでしょうか。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 女性職員の家庭訪問を女性の生活保護利用者が希望したら、それはすぐに応じてもらえるんですね。これは確認だけちょっとお願いします。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） そのことにつきましては、これまで私の感覚では求められる以前に担当のケースワーカーなり、担当職員が一緒に行かせていただいておりますものかと思っておりましたが、もちろん要請がございましたらきっちり対応はさせていただきます。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 生活保護利用当事者の声を聞く機会、これを設けてはどうかと思うんですけども、例えば、生活保護を利用している人が、今何を感じておられるのか。その本当の気持ち、何を今切実に求めておられるのか。そういったことは、部長、今わかりですか。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 今の段階で、私が直接保護を受けておられる方に面談するような機会がございませんので、直接の声というのはあれなんですけども、担当職員であったり、ケースワーカーのほうからその都度そういった声はお聞かせをいただいております。

また、そういった機会がございましたら、私のほうも直接そういった声も聞く必要があるかなと考えておりますが、担当職員のほうはそこをきっちり対応させていただいておる、このように捉えております。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） それじゃ、市長にお尋ねしたいんですけども、市長は先ほどと同じ質問で、生活保護を利用しておられる人たちが、今感じておられる本当の気持ち、何を求めておられるか御存じかどうか。そして、私は、もしそれがわかっていないのなら、はっきりとわからないというのなら、アンケート調査を行ったらどうかと提案いたしますが、市長、お答えください。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） どう言ったらいいのかわかりませんが、個別的に時々電話をいただく方もいらっしゃいます。こういうことがあってこうだったんだと。あるいは先ほど来おっしゃったように、ケースワーカーと相談してこんなことがあったんだが市長どうやと。非常に難しい課題もいただいておりますのも事実であります。ただ、全部が全部知っているかということそうではありませんので、先ほど担当部長が答えたとおり、再度ケースワーカーにも十分事情とか現状を私自身も聞く必要があるかと思えます。ただ、直接その方々というのは今はどうかという観点があります。

それから、少し話は戻りますが、私は3名のケースワーカーも一生懸命頑張っていて、きちっと対応しておるといふふうに思うんですが、山下議員のお話ではなかなかそうはいっていないところではありますが、非常に難しい課題に直面し、いろんな方々と接する中で、ケースワーカーも一生懸命頑張る中で、ある意味の寄り添ってといふふうに私は認識しております。

また、ただ100%かといいますと、なかなか100%というのはいり得ないと思うんですが、私は職員は一生懸命頑張っておると、このように考えております。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） ケースワーカーさんたちが、生活保護を持っておられる利用者さんにさまざまかわっていくということは、やはり生きづらさを抱えておられますので、さまざまなことがあって、そして、すぐには問題が解決しないというようなことはそれは当然のことなんですね。それでもそんな中、やはり、生活保護を利用しておられる方に対して、尊敬、信頼を持って、ともに伴走を続けてもらいたい、私はそういうふうな考えなんです。市長いかがですか。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 私はそのような心構えで対応しておると、このように認識しております。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） そのような心構えの対応をずっと続けていっていただきたいと思っております。

それと、あと生活保護を本当に利用できるのだなと思えるような、わかりやすいパンフレットなんですけどね、宍粟市のホームページには、今、生活保護の説明が4行しか載っていないんですよ。そして、援助を受けるためには、利用できる資産、能力、その他あらゆるものを生活費のために活用してもなおかつ援助が必要な場合に限られますなんて書いてあって、こんな受けられないなと思うような内容なんです

ね。

それで、私、福祉事務所のほうに保護のしおりをもらいに行ってきたんです。そうしますと古いんです。そして、これを持って保護を利用したいという人に説明されているんですけど、非常に古いんですね。これはいつつくられたんですか。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 今、議員から御指摘のございました、まずホームページの件なんですけど、私も先日ホームページを見ながら、これはあかなということ、担当のほうには指示をしております。それから、まず、こういう言い方が適切かどうかはあるんですけども、今、生活保護の相談をされようとする方が、パソコンからホームページで情報を取られるのかなというようなところもございましたので、やはりホームページよりももう少しこの生活保護の仕組みがふだんからわかりやすい相談窓口など、もう少し周知していく必要があるんじゃないかなというような思いでおるんですけども、これにつきましては、広報のほうに毎月暮らしの相談窓口として生活保護に至るまでのさまざまな相談の窓口、こういったところも掲載をさせていただいております。そして、その相談窓口に寄せられた中で、やはりこれは生活保護のほうにも繋いでいくべきであろうというようなところは、庁内担当のほうからもそういった情報をいただいたり、また、ケースワーカーのほうから情報を出していくとか、そういうことも積極的なところも必要なのかなというような思いであります。

また、この生活保護のしおりですね、こちらにつきましても、私も最近、中をゆっくり見まして、ちょっともう少し見やすく、また改訂する必要があるんじゃないかなということで、これにつきましては担当のほうにも指示をしておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。お願いいたします。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 生活保護を受けておられる方は、ホームページ見たらだめなんですか。そこすごく問題だったと思いますし、今日、この質問も生活保護を受けておられる方、聞いておられるんですよ。私も聞くから頑張ってたって電話あったんですよ。先ほどの問題発言やと思われませんか。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 誤解があったらお許してください。私はホームページの情報提供が必要ないと申し上げたんではございません。それよりももう少しこちらで見てくださいやすい情報提供のところが必要であるということで、ホームペー

ジの部分につきましては、これからきっちり充実をさせていただきます。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） その点はここでの議論はちょっと置いておいて、実は、私は驚いたんですよ、この生活保護のしおりを見て。社会福祉士の国家資格を持った全国でもまれなケースワーカーさんが3名おられるのに、この生活保護、中身が違っているんです。古過ぎて法律変わっているんです。いつまでもこのようなものを持って対応されているのはどういうことかなと。非常にこれ、コピーされていて印刷しにくいので、私、たつの市にもらいに行ってきたんですね。そしたら、原本これなんですよ。これ見やすい。これがなくなったので、これで。そして、内容も古い。保護をすぐに受けようとは思えない。法律が変わっているので違ってきている。また、相談先の電話番号、山崎市民局鹿沢とか書いてあるんですけど、これは直したとかという話でしたけれども、直されたんだったらいいかなとは思ったんですけど、その内容、法律が違うんですよ。これは一体どういうことなのか、お答えいただきたいと思います。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 今議員のほうからおっしゃっていただきました保護のしおり、逆にいつのものなんでしょうね。私が今持っているものと違うんですが。今それは出していません。そちらも違います。いつ出しました。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） これね、一月にもなっていません。ケースワーカーさんからいただいたんです、福祉事務所へ行って。そして、その後、ちょっとこれコピーでわからなくて、西播4市共同研究事業となっていますので、たつの市にあるのかなと思って、たつの市に行ってきましたら、これいただいたんですね。内容が法的にこの2カ所ほど違っているのでつくり直しますという話だったんですよ。としましたら、宍粟市は宍粟市独自にちゃんと間違いのないものを、保護のしおりをつくっておられるんですね。それだったら私すごく安心なんですよ。どうですか。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 古いものをお渡ししておったんであればおわびを申し上げます。

今、私のほうが手元にございますのは、福祉事務所の所在地も山崎町今宿5 - 15市役所北庁舎4階となっておりますので、これで今はお渡しをしております。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番(山下由美君) それじゃあ、聞きますけど、そこだけじゃなくてあと法律が違ふんですよ。保護費の返還のところなんですけども、3年以下の懲役または30万円以下の罰金となっていますが、現在の法律では3年以下の懲役または100万円以下の罰金なんですわ。

それから、もう一つ、権利についてで、これは不服審査請求の期間なんですけども、決定を知った日の翌日から60日以内に兵庫県知事に不服の申し立てができますけれども、今もう3カ月以内になんなんですわ。その辺もきっちり直して宍粟市で配っておってくださるとしたら、私は非常に安心なんですわ、そう理解していいんですわ。

議長(実友 勉君) 世良健康福祉部長。

健康福祉部長(世良 智君) 私も先ほどこのしおりについては、見直して改訂するようにと指示をしたと申し上げたんですが、実際、我々普通に見たときには事務所の場所であるとか、そういったところは最新のものになっておるんですが、実際、私が今手元に持っておる分も決定を知った日から60日以内に知事に対して不服ということで、このあたりは、今議員の御指摘のとおりかと思えます。そのあたりも含めて中身をもう一度精査して改訂するように、このようにさせていただきます。

議長(実友 勉君) 3番、山下由美議員。

3番(山下由美君) 本当に早急に使いやすい、私も使えるなと思えるような内容の充実した保護のしおり、今、どの自治体もこの保護のしおりをホームページに記載しているんですよ。ですから、そういったものをつくり直していただいて、そして、宍粟市のホームページにこの保護のしおりを載せるようにしてください。いかがですか。

議長(実友 勉君) 世良健康福祉部長。

健康福祉部長(世良 智君) ホームページの掲載につきましては、先ほど御指摘がございましたように、今4行、5行の記載となっておりますが、その中に添付としてこの生活保護の資料を添付することは必要であると考えておりますので、早急に対応させていただきます。

議長(実友 勉君) 3番、山下由美議員。

3番(山下由美君) それでは、次に移りたいんですけれども、この子ども・若者支援についてなんですけれども、今、ひきこもり支援、これを中心とした子ども・若者支援推進法ということになるわけなんですけれども、ひきこもっておられる方の居場所がないわけなんです。というのが、自立支援医療、これは精神科通院医療です

けども、それが障害者手帳を持っておられる方には就労移行や継続 A、B などの居場所があるんですけども、その社会的なひきこもり、そういった方たちがどこも居場所がなく、家で御家族の方も非常に心配して、御本人も非常に焦って苦しい思いをされているんですけども、それに対してどうしようかという、恐らく市当局は考えておられると思うんですね、これ大きな問題なんで。いかがでしょうか。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） このひきこもり相談については、非常に大切なことだとこのように捉えております。現状としましては、ひきこもりの相談を受けた段階で、まず医療が必要と思われる場合は、心のケア相談を進めるなど、必要な医療を受けていただくような支援、また、本人が就労、就学を希望されるようであれば、一般就労であったり、就労支援事業所の紹介など、そういった支援を行います。

また、家族は心配されておりますが、本人が相談等を希望されていない、あるいは、外部との接触を拒否されているような場合もございます。そういった場合は、家族の気持ちを支えるための継続支援をして次に繋いでいくという。また、家族が希望されれば、家庭訪問、ひきこもり相談員と保健婦、また保健婦のみの場合もございますが、それぞれの事案に応じた相談支援、こういった状況で今は対応をさせていただいております。

議長（実友 勉君） 3 番、山下由美議員。

3 番（山下由美君） そういったような対応が頑張っておられるんでしょうけれども、あまり成果的にぱっと見えていないのは、やはり地域協議会、それが設置されていないからかなと思うんですね。アウトリーチ今度始めるというようなことで、計画には立っていますけども、そのアウトリーチをはじめとする入り口の支援、そのところから先ほど言われた就労支援、その出口の支援までいろんな場面、例えば先ほども言われた学校教育の場面、あるいはその他の社会福祉の場面、それから、社会教育、生涯教育、それから地域・若者サポートステーション、それからまちづくり団体、そして、就労支援、出口の支援に繋がっていくわけなんですけれども、やっぱりそういったそれぞれの場面においての実践者が繋がっていないと、本当にきっちりとした成果は出ないと思うんですよ。だから、私は地域協議会の取り組みが大事だなというふうにも考えているんです。やはり、市長、必要じゃないと思われませんか。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 先ほども申し上げたとおり、今、それぞれの入り口、出口の

ところでの関係機関と十分協議をしてやっております、現状では協議会を設置する予定はないということであります。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） それじゃあ、最後一つだけ、社会的なひきこもりの人たちの今居場所がない。地域・若者サポートステーション、これが姫路にはありますけれども、そこまでも行くことができないんです。そこまで行くことができない人たちの支援するための居場所を市が責任を持って設置する必要があるのではないかと。私はそれを提案します。いかがですか。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 議員のほうからは、是非協議会の設置ということなんですが、この問題に対応していくためには、さまざまな分野の参加による連携が必要であると思っております。現状におきましては、兵庫県の専門職、あるいは医師、学校教育、民生児童委員さん、あるいは保健師等の既存のネットワークの中で対応をしておるところでございます。

また、外の団体としましては、県のひきこもり支援センターであるとか、龍野健康福祉事務所、社会福祉協議会、そういったところとの連携も必要ですし、また、ひきこもり全国会の宍粟支部、そういったところとの連携、そういった中で、今後、設置の必要についても考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（実友 勉君） これで、3番、山下由美議員の一般質問を終わります。

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月13日午前9時30分から開会をいたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでございました。

（午後 4時00分 散会）